

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		原子力発電施設解体準備金
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義 法人住民税:義
		② 上記以外の税目	
3	内容		《制度の概要》 電気事業法に規定する一般電気事業又は卸電気事業を営む法人が、各事業年度において、特定原子力発電施設の解体費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。
			《関係条項》 租税特別措置法第 57 条の 4 及び第 68 条の 54、租税特別措置法施行令第 33 条及び第 39 条の 82、租税特別措置法施行規則第 21 条の 11 及び第 22 条の 55
4	担当部局		資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和元年度～令和3年度
6	創設年度及び改正経緯		平成 2 年度 創設 平成 8 年度 設備利用率見直し (70%→73%、平成8年度は 71%) 平成 10 年度 設備利用率の見直し (73%→75%) 平成 12 年度 対象に解体放射性廃棄物処理処分費用を追加し、解体費用総額に占める原子力発電所固有の比率を見直し (85%→90%)たうえ、年数を見直し(27 年→40 年) 平成 15 年度 設備利用率の見直し(75%→76%) 平成 20 年度 対象に放射性廃棄物の放射性濃度の測定及び評価のための費用を追加 平成 26 年度 積立方法を定額法に、引当期間を原則 50 年に見直し 平成 30 年度 引当期間を原則 40 年に見直し、廃止時の引当期間の特例措置
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 長期間にわたる特定原子力発電施設の解体について、安全・確実な実施を推進すること。
			《政策目的の根拠》 原子力発電施設設置者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」において、原子力発電施設を廃止するときは、廃止措置を講ずるよう義務づけられており、また、「電気事業法」において、方法もしくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てることを命じることができるとしている。

			平成元年に電気事業法第 35 条に基づき省令を制定し、積立てを命じるとともに、その目的外取崩しを禁じており、厳格に定めている。												
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保												
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 上記政策目的の下、原子力発電所の廃炉費用負担の平準化を図り、政策目的を充足しつつ、国民経済の発展に安定的に寄与することを目的とする。また、原子力事業者が、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を確保し、安全・確実な実施を推進することを目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現在、解体に着手している特定原子力発電施設については、実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、財務基盤を損なうような負担を生じることなく円滑に解体を行っている。												
9	有効性等	① 適用数	適用件数：原子力発電施設 50 基 適用事業者：原子力事業者 10 者（旧一般転記事業者9者、旧卸電気事業者1者）												
		② 適用額	（単位：億円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>令和元年度 （実績）</th><th>令和2年度 （実績）</th><th>令和3年度 （実績）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立金（損金）</td><td>847</td><td>863</td><td>893</td></tr> <tr> <td>取崩額（益金）</td><td>56</td><td>44</td><td>191</td></tr> </tbody> </table> ※適用事業者 10 社より聴取。	年度	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	積立金（損金）	847	863	893	取崩額（益金）	56	44	191
年度	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）												
積立金（損金）	847	863	893												
取崩額（益金）	56	44	191												
		③ 減収額	（単位：億円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>令和元年度 （実績）</th><th>令和2年度 （実績）</th><th>令和3年度 （実績）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td><td>12</td><td>10</td><td>44</td></tr> </tbody> </table> ※上記減収額は、積立金と取崩額を加味し、法人税率を乗じて試算している。	年度	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	減収額	12	10	44				
年度	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）												
減収額	12	10	44												
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 現在、解体に着手している特定原子力発電施設については、実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、原子力事業者の財務基盤を損なうような負担が生じることなく円滑に解体が行われている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 現在、解体に着手している特定原子力発電施設については、実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、原子力事業者の財務基盤を損なうような負担が生じることなく円滑に解体が行われている。												

		⑤ 税込減を是認する理由等	解体引当金制度は、原子力発電施設の解体に要する費用を発電所の運転開始直後から認識し、その費用を電気料金として回収することにより世代間負担の公平性を担保するものである。すなわち、解体に必要な費用については、発電開始以降、実際の解体に先立って期間配分しているため、費用を発生時に支出するよりも事業者及び需要家の負担の平準化を図ることが可能となり、着実に将来の解体のための費用(解体費用)を積み立てることができる。 上記の通り、電気事業者に対して原子力発電施設の解体のための費用の積立てを計画的に求めることとしており(「原子力発電施設解体引当金に関する省令」、税制面においても、現在、すでに解体に着手している特定原子力発電施設については、実際に積み立てられた準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、原子力事業者の財務基盤を損なうような負担が生じることなく円滑に解体が行われており、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金の確保や安全・確実な実施に寄与しているところ、引き続き、これを税制上も支援することが必要である。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	特定原子力発電施設の解体費用は、原子力事業者の責任で行われるべきものであることから、原子力発電所が稼働中に当該費用の確保に努めることが重要であり、当該解体費用を積立時に積立金を損金の額に算入(取戻時に益金の額に算入)扱いにできる本税制上の支援措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		昭和 62 年 3 月の電気事業審議会料金制度部会中間報告において、廃止措置費用については、発電を行うことに伴う費用であって将来発生することが確実であり、また、費用の見積りが理論的に可能となったことから、世代間負担の公平を図るため、発電を行っている時点で引当金を積み立てることによって料金原価に算入することが適当、この場合、企業会計及び税制上の取扱との整合性が図られることが望ましいとされた。 その後、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第 2 次報告(平成 21 年 8 月)において、次のような見解が示された。原子力発電施設の廃止措置は、(i)長期にわたること、(ii)多額の費用を要すること、(iii)発電と費用発生が異なること等の特徴を有することに加え、合理的な見積りが可能であることから、その費用を解体時点で計上するのではなく、収益・費用対応原則に基づいて発電時点の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る上で適切であることから、電気事業法に基づいて、電気事業者が積立てを行っている。当該費用は、受益者である現時点の需要家に対して、電気料金を通じて回収しており、世代間及び需要家間の負担の公平性が図られている。原子力発電施設の廃止措置に要する費用は、関連制度、経済状況、技術の進展状況等を踏まえ、見積りの見直しが必要となった時点で、電気事業分科会等における検証の上、反映させている。

		更に、東京電力福島第一原子力発電所事故以降の原子力発電所の長期にわたる稼働停止や、バックフィットを求める新規規制基準の導入等の原子力安全規制に係る政策的対応により、原子力発電を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会 廃炉に係る会計制度検証WGの提言を踏まえ、2013 年に、解体引当金の引当方法を定額法に、引当期間を原則 50 年に変更を行った。 その後、2016 年度の小売全面自由化に伴い更なる競争促進を見通すなかで、廃炉に必要な資金の準備は、廃炉前に引当を完了していることが廃炉を円滑に実施する観点からより適切であるとの考え方が、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会の提言において示されている。
12	評価結果の反映の方向性	引き続き、原子力事業者の財務基盤を損なうような負担が生じることなく円滑に解体が行われるよう、取組を進めていく。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 (国税)(相続税:外)	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	相続税
		②: 上記以外の税目	—
3	内容		《制度の概要》 一定の宅地等(相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等)を相続した場合には、その宅地等については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、相続税の課税価格から一定の割合を減額する制度。
			《関係条項》 租税特別措置法 69 条の 4
4	担当部局	中小企業庁財務課	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 4 年 8 月 分析対象期間: 平成 30 年度～令和 4 年度	
6	創設年度及び改正経緯	○主な改正内容 ・昭和 58 年 創設 ・昭和 63 年度 減額割合の拡充 ・平成 4 年度 減額割合の拡充 ・平成 6 年度 減額割合の拡充 事業非継続宅地の見直し ・平成 11 年度 対象面積の拡充 ※事業非継続宅地は 200 ㎡ ・平成 13 年度 対象面積の拡充 ・平成 22 年度 事業非継続宅地・居住非継続宅地を適用対象から除外 ・平成 25 年度税制改正 特定居住用宅地等の適用要件の緩和等 ・平成 30 年度 特定居住用宅地等に係る特例の持ち家要件の厳格化等 ・令和元年度 特定事業用宅地等の適用範囲等の見直し	
7	適用期間	期限なし	
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本特例措置は、被相続人の有した宅地等を相続又は遺贈により取得した相続人の事業又は生活を維持するために設けられたもの。特に事業用土地については、事業が雇用の場であるとともに取引先等と密接に関連している等、事業主以外の多くの者の社会的基盤として、居住用土地にはない制約を受ける面があること等に鑑み、課税上の配慮を

			行う必要がある。																		
			《政策目的の根拠》 中小企業基本法(昭和三十八年法律第一百五十四号) 第三節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化 第二十四条 4 国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。																		
	②	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業及び地域経済の発展																		
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 達成目標は、小規模宅地を相続する者の税負担が軽減されることそのものである。 他方で、本税制の適用を受けた場合、結果的には小規模宅地を保有する者の相続税負担が軽減され、居住用であれば居住の継続が、事業用であれば事業の継続が確保される。従って、本特例措置の副次的な効果として、税負担の軽減による事業継続の促進が挙げられる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例は個人事業者等の事業の用に供する小規模宅地の処分について制約を受けること等に鑑み、その税負担を軽減するものである。																		
	9	有効性等	①	適用数	<table><tr><td>年分</td><td>①本税制を適用した被相続人数(件)</td><td>②相続税を課税された被相続人数(人)</td><td>③利用率 (①÷②)</td></tr><tr><td>平成 30 年</td><td>94,542</td><td>116,341</td><td>81%</td></tr><tr><td>令和元年</td><td>92,014</td><td>115,267</td><td>80%</td></tr><tr><td>令和 2 年</td><td>94,295</td><td>120,372</td><td>78%</td></tr></table> 出典： ①・③国税庁提供「小規模宅地等に係る課税価格の特例の適用状況」 ②国税庁「相続税の申告事績の概要」		年分	①本税制を適用した被相続人数(件)	②相続税を課税された被相続人数(人)	③利用率 (①÷②)	平成 30 年	94,542	116,341	81%	令和元年	92,014	115,267	80%	令和 2 年	94,295	120,372
年分	①本税制を適用した被相続人数(件)	②相続税を課税された被相続人数(人)	③利用率 (①÷②)																		
平成 30 年	94,542	116,341	81%																		
令和元年	92,014	115,267	80%																		
令和 2 年	94,295	120,372	78%																		
	②	適用額	<table><tr><td>年分</td><td>本税制を適用した対象宅地等の面積(m²)</td><td>宅地等の価額(億円)</td><td>減額される金額(億円)</td></tr><tr><td>平成 30 年</td><td>40,913,292</td><td>42,269</td><td>18,716</td></tr><tr><td>令和元年</td><td>42,084,449</td><td>28,963</td><td>15,631</td></tr><tr><td>令和 2 年</td><td>41,839,131</td><td>30,278</td><td>16,197</td></tr></table> ※個別の宅地等の価額及び宅地等面積によって適用額は異なるため、一律の算出は困難。 出典：国税庁提供「小規模宅地等に係る課税価格の特例の適用状況」		年分	本税制を適用した対象宅地等の面積(m ²)	宅地等の価額(億円)	減額される金額(億円)	平成 30 年	40,913,292	42,269	18,716	令和元年	42,084,449	28,963	15,631	令和 2 年	41,839,131	30,278	16,197	
年分	本税制を適用した対象宅地等の面積(m ²)	宅地等の価額(億円)	減額される金額(億円)																		
平成 30 年	40,913,292	42,269	18,716																		
令和元年	42,084,449	28,963	15,631																		
令和 2 年	41,839,131	30,278	16,197																		

		③ 減収額	平成 30 年 1,350 億円 令和元年 1,410 億円 令和 2 年 1,470 億円 令和 3 年 1,420 億円 (出典)財務省「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額」
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 毎年、被相続人数ベースで 9 万 4 千人以上が本税制を利用しており、相続税が課税された非相続人の約 8 割という高い水準を維持している。 このように、足下でも本税制は多数の者に利用されており、居住用・事業用小規模宅地を保有する者にとっての基盤的税制としての役割を十分に果たしていると言える。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和 4 年に中小企業庁が実施したアンケート(速報値)によると、本特例措置を利用したことがある(又は利用予定がある)者(n=32)のうち、本特例措置がなかった場合の影響について、約 37%が居住用地や事業用地、その他の資産を売却する必要があると回答している。さらに、約 16%が廃業・事業の縮小の可能性ありと回答している。 このように、仮に本税制がなかった場合は、中小企業の事業承継に際し、廃業も含めた相当程度の影響を与えたものと推定される。 これらのことから、本税制はその目的を十分に達成しているものと言える。
		⑤ 税収減を是認する理由等	2017 年に行った推計では、2025 年までに 70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人であり、うち約半数の 127 万人が後継者未定とされているところ、現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、累計で約 650 万人の雇用と約 22 兆円の GDP が失われるおそれがある。このように、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が急速に進展する中で、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展を確保することが喫緊の課題となっている。 事業承継において多く活用されている本特例措置がなかった場合は、中小企業の事業承継に際し、廃業も含めた相当程度の影響が考えられることから、是認する効果がある。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、相続人の事業又は生活を維持する観点から、居住用・事業用宅地について、相続税負担を軽減するものであり、副次的には、相続によって先代経営者から後継者への事業承継が行われる場合において、後継者の相続税負担を軽減することによって、円滑な事業承継が可能となるなどの効果がある。 すなわち、宅地を相続する場合には、相続人が当該宅地を売却せずに納税資金を確保することが困難なケースが多々あること等に鑑みると、事業承継の際に相続税等の税負担の軽減を行うことは適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	上述のとおり、本特例措置の副次的な効果として、税負担の軽減による事業承継の円滑化が挙げられる。 事業承継円滑化のための総合的支援策として、様々な措置が講じられているが、本特例措置は個人事業者の事業承継で多く活用されてお

			り、個人事業者の事業承継の円滑化の観点から、極めて重要な役割を担っている。 ○個人事業者を対象に含む事業承継に関する制度措置 ＜税制＞ ・事業承継税制 (租税特別措置法第 70 条の 6 の 8～第 70 条 6 の 10、70 条の 7～第 70 条の 7 の 8) ＜法律＞ ・経営承継円滑化法 遺留分に関する民法の特例(生前贈与事業用資産の価額を遺留分を算定するための財産の価値から除外等) 金融支援(事業承継の際に必要な資金について、都道府県知事の認定を受けることを前提に、信用保証の特例を措置) ＜予算措置＞ ・中小企業活性化・事業承継総合支援事業 全国に設置した事業承継・引継ぎ支援センターによる支援 ・事業承継・引継ぎ支援事業(事業承継・引継ぎ補助金) ＜融資制度＞ ・事業承継・集約・活性化支援資金 ○個人事業者を対象に含まない(法人のみを対象とする)事業承継に関する制度措置 ＜法律＞ ・経営承継円滑化法 所在不明株主に関する会社法特例(都道府県知事の認定を受けること及び所要の手続を経ることを前提に、所在不明株主からの株式買取り等に要する期間を短縮)
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		学者、税理士等の専門家や実務家をメンバーとする「事業承継ガイドライン改訂検討会」においてまとめた「事業承継ガイドライン(第 3 版)」(令和 4 年 3 月改訂)において事業承継時に活用する施策として本特例措置を記載。
12	評価結果の反映の方向性		引き続き措置
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等(ストックオプション税制)の拡充																				
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税6、地方税8(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)																				
		② 上記以外の税目	—																				
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】																				
4	内容		《現行制度の概要》 ストックオプション税制は、取締役や従業員、一定の要件を満たした外部高度人材等に付与される新株予約権の一種であるストックオプションについて下記要件を満たす場合、権利行使時における取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する所得課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に、売却価格と権利行使価格との差額を譲渡所得として課税する制度である。 <table><tr><td>1. 付与対象者の範囲</td><td>自社及び子会社（５０％超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材</td></tr><tr><td>2. 所有株式数</td><td>発行済み株式の１／３を超えない</td></tr><tr><td>3. 権利行使期間</td><td>付与決議日の２年後から１０年後まで</td></tr><tr><td>4. 権利行使価額</td><td>権利行使価額が契約締結時の時価以上</td></tr><tr><td>5. 権利行使限度額</td><td>権利行使価格の合計額が年間で１２００万円を超えない</td></tr><tr><td>6. 譲渡制限</td><td>他人への譲渡禁止</td></tr><tr><td>7. 発行形態</td><td>無償であること</td></tr><tr><td>8. 株式の交付</td><td>会社法に反しないこと</td></tr><tr><td>9. 保管・管理など契約</td><td>証券会社等と契約していること</td></tr><tr><td>10. その他事務手続き</td><td>法定調書、権利者の書面等の提出</td></tr></table> 《要望の内容》 権利行使期間の延長その他の利便性向上のための所要の措置 《関係条項》 租税特別措置法第 29 条の 2 租税特別措置法施行令第 19 条の 3 租税特別措置法施行規則第 11 条の 3	1. 付与対象者の範囲	自社及び子会社（５０％超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材	2. 所有株式数	発行済み株式の１／３を超えない	3. 権利行使期間	付与決議日の２年後から１０年後まで	4. 権利行使価額	権利行使価額が契約締結時の時価以上	5. 権利行使限度額	権利行使価格の合計額が年間で１２００万円を超えない	6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止	7. 発行形態	無償であること	8. 株式の交付	会社法に反しないこと	9. 保管・管理など契約	証券会社等と契約していること	10. その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出
1. 付与対象者の範囲	自社及び子会社（５０％超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材																						
2. 所有株式数	発行済み株式の１／３を超えない																						
3. 権利行使期間	付与決議日の２年後から１０年後まで																						
4. 権利行使価額	権利行使価額が契約締結時の時価以上																						
5. 権利行使限度額	権利行使価格の合計額が年間で１２００万円を超えない																						
6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止																						
7. 発行形態	無償であること																						
8. 株式の交付	会社法に反しないこと																						
9. 保管・管理など契約	証券会社等と契約していること																						
10. その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出																						
5	担当部局		経済産業省 経済産業政策局 産業創造課・新規事業創造推進室																				
6	評価実施時期及び分析対象期間		—																				
7	創設年度及び改正経緯		平成 8 年度 創設 平成 10 年度 拡充(対象要件の拡充) 平成 14 年度 拡充(対象要件の拡充)																				

			平成 18 年度 拡充 (対象要件の拡充) 平成 31 年度 拡充 (対象要件の拡充)
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 スタートアップは、社会課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現する新しい資本主義の考え方を体現するものであり、新しい資本主義に向けた重点投資分野にも位置付けられている。 スタートアップを大きく成長させるためには、それを支える人材の獲得が不可欠だが、現状、我が国の人材は大企業に集中している状況。こうした中、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たってストックオプションは重要な役割を担っている。 このため、インセンティブを通じて業績向上への意欲を高めることに加え、スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することで、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 (2022 年 6 月閣議決定) ⑧事業化まで時間を要するスタートアップの成長を図るためのストックオプション等の環境整備 ディープテックなど事業化まで時間を要するスタートアップや、グローバル展開を含め長期間をかけて大きな成長を目指すスタートアップを後押しするため、ストックオプション等の環境整備について検討する。
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人的資源の確保に資するインセンティブプランとしてストックオプション制度の利便性を高めることで、スタートアップの人材獲得に寄与し、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制を利用することで、取締役や従業員等の業績向上への意欲が上昇し、企業は国内外の有能な人材を新たに確保できている。このため、本税制を通じてスタートアップ等の成長が促され、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長に寄与している。
10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	—

		④ 効果	スタートアップにおいてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の拡充はストックオプションの利便性等を更に向上させ、我が国スタートアップのグローバルでの人材獲得競争力を高めるものであり、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につながる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	ストックオプション税制は、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たって重要な役割を担うストックオプションの利便性・魅力を向上させるものであり、スタートアップの人材獲得に寄与している。 他方で、我が国においてスタートアップ・エコシステムが徐々に形成される中、例えば、事業化まで時間のかかる研究開発型のスタートアップや海外展開など積極的な成長投資を行うために敢えて未上場期間を長くとりスタートアップが増える等の状況変化も生じており、こうした動きに対応した環境整備が求められているところ。 このため、本制度について権利行使期間の延長その他の利便性向上のための所要の措置を講じることにより、スタートアップのグローバルでの人材獲得競争力を更に高め、国内外の有能な人材を獲得しスタートアップ企業の成長を実現する必要がある。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	スタートアップが大きく成長するには、それを支える人材が必要。資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップにとって、研究・開発等の未来投資を確保しながら人材を獲得する上で将来の成長(株価)に基づくインセンティブを与えるストックオプションは重要な手段であり、ストックオプション税制は、ストックオプションの利便性・魅力を向上させスタートアップの人材獲得に寄与するものである。 したがって、スタートアップの実態に応じて本制度の利便性向上のための所要の措置を講じることが、スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することに繋がるものであり措置として妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、スタートアップが成長に向けた段階に応じた優秀な国内外の人材を確保し成長を遂げることが、地域経済の活性化に繋がるため、地方公共団体が協力することは妥当である。
12	有識者の見解		審議会等での検討結果や有識者見解は特にない。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(地域未来投資促進税制)の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義、法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(国税 9・地方税 13)
		②: 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来投資促進法」という。)の規定に基づき都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に従って行われる承認地域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。)の用に供する施設・設備を新增設した場合に、当該新增設に伴い新たに取得等した資産について、下記の割合により、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けられる。ただし、対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は 80 億円とし、税額控除額の上限は法人税額の 20%とする。 ＜特別償却＞ 機械装置・器具備品 40% (地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については 50%) 建物・附属設備・構築物 20% ＜法人税額等の税額控除＞ 機械装置・器具備品 4% (地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については 5%) 建物・附属設備・構築物 2% 《要望の内容》 ○適用期限を 2 年間延長する。 ○措置の対象となる資産にソフトウェア等を追加する。 ○戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業に対する重点的な支援を行う。 《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 10 条の 4、第 42 条の 11 の 2 ・租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 5 条の 5 の 2、第 27 条の 11 の 2 ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 4 号、第 292 条第 1 項第 4 号、附則第 8 条第 5 項

5	担当部局	経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 4 年 8 月 分析対象期間: 平成 29 年度～令和 6 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 29 年度: 創設 平成 31 年度: 延長・拡充(※1) 令和 3 年度 : 延長・拡充(※2) (※1)直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。 (※2)課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域経済のサプライチェーン強靱化に資する事業を新たに支援することなどとした。
8	適用又は延長期間	2 年間(令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。 《政策目的の根拠》 ○地域未来投資促進法 第1条 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○新しい資本主義フォローアップ[令和 4 年 6 月 7 日閣議決定] Ⅲ. 経済社会の多極集中化 1. デジタル田園都市国家構想の推進 (2)デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進 ②インバウンドの復活など地域の実情に応じた産業支援 (地域中小企業の支援強化) 地域未来投資促進法の施行状況等について、地域企業の DX 実現や戦略的な人材活用等の観点から検討し、2022 年度中に結論を得る。 ○デジタル田園都市国家構想基本方針[令和 4 年 6 月 7 日閣議決定] 第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性 1. 取組方針 (1)デジタルのちからを活用した地方の社会課題解決 ①地方に仕事を作る (中長期的な取組の方向性)

		【中小・中堅企業 DX】 地方の経済を支える中小・中堅企業の生産性を、デジタルを活用して向上させることも重要である。人材・資金に乏しい中小企業においてはデジタル投資を十分行えず、都市部の大企業と比べると海外への展開や業務効率化による生産性向上の実現が難しい。こうした状況を踏まえ、地域の産学官金が参画して地域ぐるみで中小企業等をサポートする支援コミュニティの立ち上げを促し、中小企業等の DX を伴走型で支援する取組等を進めるとともに、地域発のデジタルイノベーション創出に取り組む中小企業等を支援すること等を通じて、地方の中小企業の輸出力の強化など新たな市場の開拓に結びつくデジタル化や、デジタルを活用した地域産業の生産性向上を、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」という。）の更なる活用等も促進しながら、積極的に進める。（略） 第3章 各分野の政策の推進 1. デジタル実装による地方の課題解決 (2) 仕事づくりと稼ぐ地域の実現 ①地域資源・産業を活かした地域の競争力強化 ii 地域企業の生産性革命の実現に向けた重点支援 【具体的取組】 (b)地域企業の DX 推進 ・（略）地域未来投資促進法等の活用を通じて、地域の主体的な取組としての定着を図る。 (h)潜在成長力のある地域企業の革新 ・地域企業の DX 実現や戦略的な人材活用等の観点を踏まえつつ、地域未来投資促進法の更なる活用を促進することで、地域の特性を活かして地域経済を牽引する事業の一層の振興を図り、地域の成長発展の基盤を強化する。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2022[令和 4 年 6 月 7 日閣議決定] 第 2 章 新しい資本主義に向けた改革 2. 社会課題の解決に向けた取組 (3) 多極化・地域活性化の推進 (中堅・中小企業の活力向上) (略)地域経済を牽引する事業の発展を推進するため、内外の価格動向など事業環境の変化も踏まえ、EC活用等を通じた中堅・中小企業の輸出力の強化や製品の試作・開発の支援体制強化を図るとともに、地域企業におけるDX実現や人材育成等の地域の主体的な取組を促進する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率:年 2%以上(令和 2 年度～令和 6 年度幾何平均)[第 2 期「まち・ひち・しごと創生総合戦略(2020 改訂版)】 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域の成長発展の基盤強化に特に資する本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、事業者の予見可能性を確保しつつ、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなっている。																																				
10	有効性等	① 適用数	○適用件数 (単位:件) <table><tr><th>年度 区分</th><th>平成 29</th><th>30</th><th>令和 元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr><tr><td>適用件数</td><td>7</td><td>185</td><td>298</td><td>336</td><td>309</td><td>197</td><td>精 査 中</td><td>精 査 中</td></tr></table> (注)算定根拠については、別紙参照	年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	適用件数	7	185	298	336	309	197	精 査 中	精 査 中																		
年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6																															
適用件数	7	185	298	336	309	197	精 査 中	精 査 中																															
		② 適用額	○適用額 (単位:億円) <table><tr><th>年度 区分</th><th>平成 29</th><th>30</th><th>令和 元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr><tr><td>適用額</td><td>1.0</td><td>120</td><td>229</td><td>324</td><td>426</td><td>311</td><td>精 査 中</td><td>精 査 中</td></tr></table> (注)算定根拠については、別紙参照	年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	適用額	1.0	120	229	324	426	311	精 査 中	精 査 中																		
年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6																															
適用額	1.0	120	229	324	426	311	精 査 中	精 査 中																															
		③ 減収額	○減収額 (単位:億円) <table><tr><th>年度 区分</th><th>平成 29</th><th>30</th><th>令和 元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr><tr><td>法人税</td><td>0.59</td><td>50</td><td>82</td><td>105</td><td>146</td><td>107</td><td>精 査 中</td><td>精 査 中</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0.04</td><td>2.9</td><td>5.7</td><td>5.5</td><td>10</td><td>7.5</td><td>精 査 中</td><td>精 査 中</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>0.03</td><td>6.6</td><td>12</td><td>19</td><td>24</td><td>17</td><td>精 査 中</td><td>精 査 中</td></tr></table> (注)算定根拠については、別紙参照	年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	法人税	0.59	50	82	105	146	107	精 査 中	精 査 中	法人住民税	0.04	2.9	5.7	5.5	10	7.5	精 査 中	精 査 中	法人事業税	0.03	6.6	12	19	24	17	精 査 中	精 査 中
年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6																															
法人税	0.59	50	82	105	146	107	精 査 中	精 査 中																															
法人住民税	0.04	2.9	5.7	5.5	10	7.5	精 査 中	精 査 中																															
法人事業税	0.03	6.6	12	19	24	17	精 査 中	精 査 中																															
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和 2 年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況进行评估することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。 なお、政策目標の測定期間外の参考値であるが、令和 2 年度実績																																				

		に基づき算出した令和元年度から令和２年度の測定対象群の常時従業員一人当たり付加価値額変化率は▲1.2%である。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置の政策効果を検証するため、平成30年に地域経済牽引事業計画の承認を受け、本税制措置に係る課税特例の確認を受けた企業群（以下「処置群」という。）について、平成29年から令和元年までの売上高・従業員数・付加価値額・域内取引額の各指標の伸び率を下記の手法により確認した。 ①傾向スコアマッチングによる対照群の特定 処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模等が類似しており、政策措置を受ける確率（傾向スコア）が最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチングされた比較対象の企業群を対照群とする。 ②「差の差」の手法による政策効果の特定 各指標について、(a)処置群における平成29年と令和元年の差分と、(b)対照群における平成29年と令和元年の差分を計算した上で、(a)と(b)の差分を政策効果とする。 この結果、いずれの指標においても+10～30%pt程度の差分が政策効果として生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることにより、将来についても、地域企業の成長・生産性向上を通じた政策目標の達成に寄与すると認められる。
⑤	⑤ 税収減を是認する理由等	我が国の地域経済は、人口減少・高齢化といった構造的課題に加えて、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、原材料費・エネルギー価格の高騰の影響等により、厳しい状況が継続している。このような状況の下、地域経済を牽引する企業の設備投資を後押しし、地域全体の成長・生産性向上を図っていくことは、重要な課題となっている。 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、地域への相当の経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。この点に着目し、平成29年度以降、地域経済牽引事業に対して本税制措置等を講じ、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきたところである。本税制措置については、地域企業の設備投資の促進や付加価値の創出に寄与しており、引き続き措置を講じることが重要である。 また、世界的にデジタル技術の活用が進展している中で、地域企業のデジタル化には遅れが見られる。地域の成長・生産性向上の実現に当たって、デジタル化の促進は重要であり、特に地域経済を牽引する企業におけるデジタル化を促進することで、その地域への波及を狙うことが有効である。このため、本税制措置の対象資産にソフトウェア等を追加する。 さらに、地域の成長発展の基盤をより一層強化していくためには、各地域がより戦略的に産業振興を図ることが重要である。このため、戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業については、重点的な支援を行うこととする。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置の適用を受けるためには、 ①地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた上で、 ②地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。この確認に当たっては、第三者機関である地域経済牽引事業計画先進性評価委員会が客観的・専門的に事業の先進性を評価するなどしている。 すなわち、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業のうち地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに更に限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者に関する本税制措置以外の主な支援措置として、地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置、株式会社日本政策金融公庫等による融資制度等を設けている。 地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置は、財政力指数が一定未満の地方公共団体が、承認地域経済牽引事業者に対して地方税（固定資産税、不動産取得税）を課税免除等した場合に、その減収額の一部を補填するものである。この措置は、財政基盤が乏しい地方公共団体においても積極的に地域経済牽引事業が促進できるよう、国が地方公共団体に対して支援を行うものであり、本税制措置とは目的及び支援対象が異なっている。 また、株式会社日本政策金融公庫等による融資制度は、日本政策金融公庫が承認地域経済牽引事業者に対して長期かつ固定金利での融資を行うものであり、設備投資の前段階の資金調達を支援するものであるから、本税制措置とは目的が異なっている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置は、地方公共団体が基本計画を策定し、これに適合するものとして都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に関して、課税の特例措置を講じるものである。本税制措置により、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業が促進され、地域の成長発展の基盤強化に資するため、地方公共団体が協力する相当性を有する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月(R2 経産 03)

地域未来投資促進税制（減収見込額・適用件数実績推計）

1. 国税減収見込額・適用件数見込み

（１）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（以下「適用実態調査」という。）に基づき、平成 29 年度から令和 2 年度までの減収額・適用件数（実績）を計算した。また、経済産業省が承認地域経済牽引事業者に実施したアンケート（注 1）に基づき、令和 3 年度及び令和 4 年度の減収見込額・適用件数見込みを計算した。その結果は下記のとおり。

		特別償却		税額控除		合計減収額 （注 2） [億円]
		適用額 [億円]	件数 [件]	適用額 [億円]	件数 [件]	
平成 29 年度	実績	0.41	2	0.54	5	▲0.64
平成 30 年度	実績	78.67	73	41.03	112	▲59.28
令和元年度	実績	162.36	136	67.02	162	▲104.69
令和 2 年度	実績	240.94	151	82.67	185	▲138.57
令和 3 年度	見込み	364.59	160	61.54	149	▲146.12
令和 4 年度	見込み	266.37	99	44.97	98	▲106.77

（注 1）1,337 件の承認地域経済牽引事業について、承認地域経済牽引事業者から回答を得た（回答率 38.7%）。実績の判明している最新年度である令和 2 年度において、「適用実態調査において実際に本税制措置の適用を受けた額（件数）÷アンケートにおいて本税制措置の適用を受けると回答した額（件数）」の比率を求めた上で、アンケートの集計結果にこの比率を乗じることで拡大推計を行っている。

（注 2）合計減収額については、「特別償却欄の適用額×法人税率 23.2%+税額控除欄の適用額」で計算している。

2. 地方税減収見込額

		（１）法人住民税 [億円]	（２）法人事業税 [億円]	合計 [億円]
平成 29 年度	実績	0.04	0.03	0.07
平成 30 年度	実績	2.85	6.55	9.40
令和元年度	実績	5.74	12.45	18.19
令和 2 年度	実績	5.48	18.68	24.16
令和 3 年度	見込み	10.23	23.92	34.15
令和 4 年度	見込み	7.47	17.47	24.94

（１）法人住民税：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき、平成 29 年度から令和 2 年度までの減収額（実績）を計算した。また、令和 3 年度以降の減収額については、法人税の減収額に法人住民税率（0.07）を乗じて計算した。その結果は下記のとおり。

平成 29 年度（実績） 0.04 億円
平成 30 年度（実績） 2.85 億円
令和元年度（実績） 5.74 億円

令和2年度（実績）	5.48 億円	
令和3年度	10.23 億円	(146.12 億円×0.07)
令和4年度	7.47 億円	(106.77 億円×0.07)

（2）法人事業税（特別法人事業税・地方法人特別税を含む。）：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき、平成29年度から令和2年度までの減収額（実績）を計算した。また、令和3年度以降の減収額については、次の方法により計算。

- ・ 法人事業税（所得割）は、特別償却適用額に税率（0.033）を乗じて計算。
- ・ 特別法人事業税は、法人事業税（所得割）の減収見込み額に税率（0.776）を乗じて計算。
- ・ 法人事業税（付加価値割）は、特別償却適用額に税率（0.007）を乗じて計算。

その結果は下記のとおり。

平成29年度（実績）	0.03 億円		
平成30年度（実績）	6.55 億円		
令和元年度（実績）	12.45 億円		
令和2年度（実績）	18.68 億円		
令和3年度	23.92 億円	法人事業税（所得割）	: 364.59 億円 × 0.033 = 12.03 億円
		特別法人事業税	: 12.03 億円 × 0.776 = 9.34 億円
		法人事業税（付加価値割）	: 364.59 億円 × 0.007 = 2.55 億円
令和4年度	17.47 億円	法人事業税（所得割）	: 266.37 億円 × 0.033 = 8.79 億円
		特別法人事業税	: 8.79 億円 × 0.776 = 6.82 億円
		法人事業税（付加価値割）	: 266.37 億円 × 0.007 = 1.86 億円

（以上）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の用途に供する重油、天然ガス、石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(石油石炭税:外)(国税 16)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 苛性ソーダ製造業を営む者(当該苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者を含む。)が自家発電(苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。)の用に供する重油、天然ガス、石炭について、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例(以下、「温暖化対策税」という。)が適用されないもの。 《要望の内容》 本制度の適用期限を3年間延長 《関係条項》 租税特別措置法第90条の3の3 租税特別措置法第90条の3の4
5	担当部局		製造産業局 素材産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯		平成24年度 創設 平成26年度 3年間延長 平成29年度 3年間延長及び拡充 令和2年度 3年間延長
8	適用又は延長期間		3年間(令和5年度～令和7年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際的なイコールフットINGの確保及び我が国産業の基盤を支える必要不可欠な製品である苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給の確保。 《政策目的の根拠》 苛性ソーダは、紙・パルプ製造、アルミニウム精錬等の幅広い産業で不可欠な基礎化学品の1つである。また、工場からの酸廃液の中和剤(強アルカリ性であるため)、洗浄剤、消毒・殺菌剤として用いられるが、これらの用途は製造業に限らず需要の裾野が広いため、国内で苛性ソーダを低廉かつ安定的に供給することが重要である。 また、諸外国では、苛性ソーダ製造に係る電力に関して地球温暖化対策関係の課税はなされていないことから、我が国でも同様の税制措置により、国際的なイコールフットINGを確保し国際競争力を維持することが必要である。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展																																																																					
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 温暖化対策税の軽減措置を図ることにより、苛性ソーダ製造に係る課税環境の国際的なイコールフットィングを確保する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 苛性ソーダ製造に係る課税環境の国際的なイコールフットィングを確保することにより、日本企業の苛性ソーダの国際競争力を維持・強化し、もって、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する。																																																																					
10	有効性等	① 適用数	○適用件数及び適用数量 <table><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">石炭</th><th colspan="2">重油</th><th colspan="2">天然ガス</th></tr><tr><th>適用社数</th><th>適用数量</th><th>適用社数</th><th>適用数量</th><th>適用社数</th><th>適用数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和元年度</td><td>8</td><td>2,053,636</td><td>2</td><td>39,281</td><td>5</td><td>51,098</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>9</td><td>2,095,372</td><td>2</td><td>43,463</td><td>5</td><td>46,175</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>7</td><td>1,915,952</td><td>1</td><td>51,385</td><td>5</td><td>50,004</td></tr><tr><td colspan="7">(以下見込み)</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>8</td><td>2,193,229</td><td>1</td><td>51,385</td><td>5</td><td>50,004</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>8</td><td>2,193,229</td><td>1</td><td>51,385</td><td>5</td><td>50,004</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>8</td><td>2,193,229</td><td>1</td><td>51,385</td><td>5</td><td>50,004</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>8</td><td>2,193,229</td><td>1</td><td>51,385</td><td>5</td><td>50,004</td></tr></tbody></table> ※算出根拠については別紙1参照 ※苛性ソーダ製造業を営む者(当該苛性ソーダ製造業者と特別な関係がある者を含む。)が自家発電の用に供したものに限る。		石炭		重油		天然ガス		適用社数	適用数量	適用社数	適用数量	適用社数	適用数量	令和元年度	8	2,053,636	2	39,281	5	51,098	令和2年度	9	2,095,372	2	43,463	5	46,175	令和3年度	7	1,915,952	1	51,385	5	50,004	(以下見込み)							令和4年度	8	2,193,229	1	51,385	5	50,004	令和5年度	8	2,193,229	1	51,385	5	50,004	令和6年度	8	2,193,229	1	51,385	5	50,004	令和7年度	8	2,193,229	1	51,385	5	50,004
	石炭		重油		天然ガス																																																																			
	適用社数	適用数量	適用社数	適用数量	適用社数	適用数量																																																																		
令和元年度	8	2,053,636	2	39,281	5	51,098																																																																		
令和2年度	9	2,095,372	2	43,463	5	46,175																																																																		
令和3年度	7	1,915,952	1	51,385	5	50,004																																																																		
(以下見込み)																																																																								
令和4年度	8	2,193,229	1	51,385	5	50,004																																																																		
令和5年度	8	2,193,229	1	51,385	5	50,004																																																																		
令和6年度	8	2,193,229	1	51,385	5	50,004																																																																		
令和7年度	8	2,193,229	1	51,385	5	50,004																																																																		
		② 適用額	令和元年度:1,446 百万円 令和2年度:1,473 百万円 令和3年度:1,362 百万円 (以下は見込み) 令和4年度:1,547 百万円 令和5年度:1,547 百万円 令和6年度:1,547 百万円 令和7年度:1,547 百万円																																																																					
		③ 減収額	○減収額 <table><thead><tr><th></th><th>石炭</th><th>重油</th><th>天然ガス</th></tr></thead></table>		石炭	重油	天然ガス																																																																	
	石炭	重油	天然ガス																																																																					

			適用 社数	減収額	適用 社数	減収額	適用 社数	減収額								
		令和元年度	8	1,376	2	30	5	40								
		令和2年度	9	1,404	2	33	5	36								
		令和3年度	7	1,284	1	39	5	39								
		(以下見込み)														
		令和4年度	8	1,469	1	39	5	39								
		令和5年度	8	1,469	1	39	5	39								
		令和6年度	8	1,469	1	39	5	39								
		令和7年度	8	1,469	1	39	5	39								
		(単位: 社、百万円)														
		※算出根拠については別紙1 参照														
④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○達成目標の実現状況 (単位: %) <table><tr><td></td><td>1fy</td><td>2fy</td><td>3fy</td></tr><tr><td>輸出 比率</td><td>20.71</td><td>24.55</td><td>23.16</td></tr></table> 日本ソーダ工業会調べ。 ○所期の目標の達成状況 令和元年度～令和3年度の3年間の平均輸出比率は、22.80%であり、平成23年度～平成30年度の8年間の平均値である14.14%を上回る数値となっており、輸出比率は高まっている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 苛性ソーダ製造に係る課税環境について、国際的なイコールフットिंगが図られている。引き続き本措置を継続することによって、我が国苛性ソーダの国際市場における競争環境が維持され、日本企業の苛性ソーダの国際競争力を維持・強化し、もって、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する効果が得られる。									1fy	2fy	3fy	輸出 比率	20.71	24.55	23.16
	1fy	2fy	3fy													
輸出 比率	20.71	24.55	23.16													
⑤: 税収減を是認する理由等	○本税制措置により、我が国で製造される苛性ソーダは、買電を除いた燃料種について、課税環境の国際イコールフットिंगが図られている。 ○引き続き本税制措置が継続されることによって、我が国から輸出する苛性ソーダは、地球温暖化対策に関する税が賦課されていない海外企業の製品に対しても価格競争力での劣位は緩和され、我が国の苛性ソーダの国際市場における競争環境が維持され、ひいては、国内での低廉かつ安定的な供給を確保することができる。 ○苛性ソーダは、幅広い産業の原料、反応剤等に不可欠な基礎化学品の1つである。また、強アルカリ性という化学的性質から産業用をはじめ、消毒・殺菌剤として用いられるなど、需要の裾野が広く、我が国の産業の最上流に位置する必要不可欠な製品であり、国内において															

			低廉かつ安定的な供給を確保することこそが我が国産業にとっても重要であり、本税制措置は苛性ソーダ製造業者のみならず、ユーザー企業にとっても裨益するものであるため、税収減が是認される効果を有している。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	諸外国では苛性ソーダ製造に係る電気に対して地球温暖化関係の課税がされていないところ、同等の措置を講じ、国際的なイコールフットィングを図ることが重要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		エコカー減税の見直し及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(自動車重量税:外)(国税 17)
② 上記以外の税目			
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 環境性能に優れた自動車に対して、自動車重量税を減免する。
《要望の内容》 自動車重量税のエコカー減税について、見直し及び適用期限の延長を行う。 見直しに当たっては、半導体等の供給制約の影響で生産・販売が挽回できず、物価高の影響でサプライヤーや販売店も含め自動車産業が厳しい事業環境に置かれ、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めていること、カーボンニュートラル実現に向け自動車分野の GX(グリーン・トランスフォーメーション)を加速させる必要があることを踏まえ、当分の間税率の廃止も視野に入れつつ、ユーザー負担の軽減等を通じた環境性能に優れた自動車の更なる普及拡大を図る。			
《関係条項》 自動車重量税(自動車重量税法全文、自動車重量税法施行令全文、自動車重量税法施行規則全文、租税特別措置法第 90 条の 10～15、自動車重量譲与税法全文、自動車重量譲与税法施行規則全文)			
5	担当部局		経済産業省製造産業局自動車課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和 4 年 8 月 分析対象期間:平成 29 年 5 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日
7	創設年度及び改正経緯		<エコカー減税(自動車重量税)の経緯> ○平成 21 年度創設 ○平成 24 年度 ・平成 27 年度燃費基準値に見直し ・軽減措置拡充(燃費基準+20%達成車を免税対象に追加、免税対象車は 2 回目車検時の重量税 ▲50%軽減を追加) ○平成 26 年度 ・軽減措置拡充(2 回目車検時の ▲50%→免税)

			○平成 27 年度 ・令和 2 年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成 27 年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等を措置 ○平成 29 年度 ・対象を重点化した上で適用期間を 2 年間延長 ○令和元年度 ・軽減割合等の見直しを行うとともに、2 回目車検時の免税対象について電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車等に重点化を図り、適用期間を 2 年間延長 ○令和 3 年度 ・目標年度が到来した令和 2 年度燃費基準を達成していることを条件に、令和 12 年度燃費基準の達成度に応じて減免する仕組みに切り替えるとともに、2 回目車検時の免税対象について電気自動車等やこれらと同等の燃費性能を有するハイブリッド車等に重点化を図り、適用期間を 2 年間延長 ・クリーンディーゼル車については、燃費基準の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、令和 3 年度、令和 4 年度は激変緩和措置を講じ、令和 5 年度以降はガソリン車と同等に取り扱う
8	適用又は延長期間		2 年間(令和 5 年 5 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○令和 3 年度与党税制改正大綱において、「自動車業界は CASE に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある」、「税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきである」、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされている。 ○これを踏まえ、自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図るため、半導体等の供給制約の影響で生産・販売が挽回できず、物価高の影響でサプライヤーや販売店も含め自動車産業が厳しい事業環境に置かれ、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めていることを踏まえ、ユー

			ザー負担の軽減等を図る形で、エコカー減税の延長及び見直しを行う。 ○自動車産業として、2050 年カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献し、GX に向けた取組を加速化させることが求められる中で、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5～7 割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割)とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。
			《政策目的の根拠》 ○令和 3 年度与党税制改正大綱(令和 2 年 12 月 10 日) 第一 令和 3 年度税制改正の基本的考え方 3. グリーン化社会の実現 (2)車体課税 自動車業界は CASE に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある。 税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきであるが、他方で我が国経済がコロナ禍にあることを踏まえれば、急激な変化は望ましくない。今回の見直しにおいては、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとする。関係省庁及び自動車業界には、この期間内に上記の大変革に対応する準備を早急に整えていくことを望みたい。 今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。 ○未来投資戦略 2018(平成 30 年 6 月 15 日) 第2 具体的な施策 I [2]1. エネルギー・環境 (1)KPI の主な進捗状況 《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。

		(参考)次世代自動車戦略 2010(平成 22 年 4 月 12 日) 2030 年の乗用車車種別普及目標(政府目標) <table><tr><td>次世代自動車</td><td>50～70%</td></tr><tr><td>ハイブリッド自動車</td><td>30～40%</td></tr><tr><td>電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車</td><td>20～30%</td></tr><tr><td>燃料電池自動車</td><td>～3%</td></tr><tr><td>クリーンディーゼル自動車</td><td>5～10%</td></tr></table> ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和 4 年 6 月 7 日) Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 4. GX(グリーン・トランスフォーメーション)及び DX(デジタル・トランスフォーメーション)への投資 (1)GX への投資 ②具体的な取組例 (自動車) 将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035 年までに乗用車の新車販売をいわゆる電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)100%とする等の目標に向け、購入・インフラ整備、蓄電池の国内製造立地推進、中小サプライヤーの前向きな業態転換等に対する支援を行う。2050 年に生産・利用・廃棄を通じたカーボンニュートラルの実現に向けて、技術開発等を通じて多様な選択肢を追求し、我が国の基幹産業である自動車産業が、引き続き国際競争力を維持・強化し世界をリードしていけるよう、あらゆる施策を講じていく。	次世代自動車	50～70%	ハイブリッド自動車	30～40%	電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車	20～30%	燃料電池自動車	～3%	クリーンディーゼル自動車	5～10%
次世代自動車	50～70%											
ハイブリッド自動車	30～40%											
電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車	20～30%											
燃料電池自動車	～3%											
クリーンディーゼル自動車	5～10%											
②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進										
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図る。 ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030 年までに次世代自動車の割合を 5～7 割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割)、2035 年までに電動車の割合を 100%とすることを目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5～7 割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド										

			自動車を含めた割合を 2～3 割)とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 ＜新車販売台数に占める電動車の割合＞ 平成 29 年度 33.1% 平成 30 年度 34.3% 令和元年度 35.0% 令和 2 年度 37.2% 令和 3 年度 41.7%
10	有効性等	① 適用数	○国内の自動車販売台数は 400～500 万台前後で推移しており、これから自動車ユーザーの負担軽減となる。 ○本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車対象であるため、特定の者に偏っていない。 ＜国内自動車販売台数の推移＞ 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台 令和 2 年度 466 万台 令和 3 年度 422 万台
		② 適用額	—
		③ 減収額	＜エコカー減税(自動車重量税(財務省試算))＞ 平成 29 年度 ▲720 億円 平成 30 年度 ▲660 億円 令和元年度 ▲620 億円 令和 2 年度 ▲600 億円 令和 3 年度 ▲510 億円
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況、達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。 ＜新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合＞ 平成 29 年度 83.3% 平成 30 年度 74.7% 令和元年度 72.6% 令和 2 年度 62.7% 令和 3 年度 68.8%

		⑤ 税収減を是認する理由等	○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。 ＜新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合＞ 平成 29 年度 83.3% 平成 30 年度 74.7% 令和元年度 72.6% 令和 2 年度 62.7% 令和 3 年度 68.8%
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	○令和 3 年度与党税制改正大綱において、「自動車業界は CASE に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある」、「税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきである」、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされている。 ○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。そのため、税制上の優遇措置を講じることが妥当。 ＜新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合＞ 平成 29 年度 83.3% 平成 30 年度 74.7% 令和元年度 72.6% 令和 2 年度 62.7% 令和 3 年度 68.8%
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	○クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 －令和 4 年度予算額：140 億円 －電気自動車等の購入者に対し、車両価格の一部を補助 環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の普及促進を図る。 ○税制改正要望の目的は、自動車市場の拡大を通じて、自動車産

			業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることに加え、自動車分野のカーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに、ユーザー負担の軽減等を通じて、ハイブリッド自動車等を含む環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。 ○一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	① 自動車は消費者の経済・社会活動を支える生活の足であるが、取得段階で自動車税(又は軽自動車税)環境性能割、保有段階で自動車重量税、自動車税(又は軽自動車税)種別割の3つの税が課されている。特に、移動手段を車に依存せざるを得ず、複数台を保有する場合が多い地方ほど負担が重くなる構造。 ② 上記のとおり、ユーザーの負担軽減、環境性能に優れた自動車の普及促進を通じた国内自動車市場の活性化は、地方経済の活性化にも資する。本措置による税収減は一時的なものであり、中長期的な観点で見れば、自動車産業の活性化により将来的に増収が見込めるものである。 ③ また、2050年カーボンニュートラルの実現のためには、国のみならず地域における脱炭素化の取組も必要であり、その実現に向け、環境性能に優れた自動車の普及は重要な施策であることから、地方公共団体に協力を求めることは妥当。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税19)(石油石炭税:外)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税（地球温暖化対策のための税率の特例による課税部分を含む。）を、石油精製業者に還付する。 《要望の内容》 本制度の適用期限を延長する。 《関係条項》 租税特別措置法第90条の6の3
5	担当部局		資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和4年8月分析対象期間:令和2年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯		平成26年度に3年間の租税特別措置として創設し、平成29年度、令和2年度に3年間の延長
8	適用又は延長期間		令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内における低廉かつ安定的な石油供給の確保 《政策目的の根拠》 《政策目的の根拠》 <u>I. 閣議決定における位置づけ</u> エネルギー基本計画(令和3年10月閣議決定)(妙) 5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応 (1)現時点での技術を前提としたそれぞれのエネルギー源の位置付け ③化石エネルギー (b)石油 引き続き一次エネルギーの約4割を占めており、運輸・民生・電源等の幅広い燃料用途や化学製品など素材用途を持つエネルギー源である。電源としての利用は減少傾向にあるが、代替する電源が出てこない中では、非常時に活用される電源としての役割を担うことが見込まれる。エネルギー密度が高く、最終需要者への供給体制及び備蓄制度が整備されており、可搬性、貯蔵の容易性や災害直後から被災地への燃料供給に対応できるという機動性に利点があるため、災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」となる。調達に係る地政学的リスクは

		大きい、平時のみならず緊急時のエネルギー供給に貢献するエネルギーとして、引き続き、国民生活・経済活動に不可欠なエネルギー源である。 (10) 化石燃料の供給体制の今後の在り方 ② 石油供給体制の維持・移行 2030年に向けても、平時のみならず緊急時にも対応できる強靱な石油供給体制を確保することは重要である。このため、国内石油精製設備の立地維持のため、コンビナート内外の事業者間連携、デジタル技術の一層の活用、重油分解能力の向上を通じた原油の有効活用、需要増加が見込まれるアジア等の海外市場への事業展開等を通じた生産性向上や競争力強化の取組を引き続き後押しする。なお、これまで石化シフトや再生可能エネルギー事業への展開等により、石油精製業は総合エネルギー企業化に向けた取組を進めてきたが、より積極的な新事業展開を行い、事業基盤の再構築を推進することが重要である。 また、製油所・油槽所の大規模災害への対応能力の更なる向上に向けて、これまで実施してきた地震・津波対策に加え、特別警報級の大雨・高潮対策を想定した製油所の排水設備の増強等を推進する。さらに、感染症蔓延下における石油の安定供給を確保するため、オペレーターの省力化を実現するデジタル技術の導入など、製油所操業の持続性を高める取組を後押しする。 加えて、既存の燃料インフラや、これまで培ったネットワーク・人材を活かして、石油精製業が、バイオ燃料、水素、合成燃料等の新たな燃料供給にチャレンジするための構造改革やイノベーションを後押しする。また、クリーンな石油精製プロセスに向けて、省エネルギー対策を一層進めるとともに、CO2フリー水素の活用など、製油所の脱炭素化の取組を促進する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置により、課税環境の国際的なイコールフットィングを確保する。また、本制度を呼び水とし、我が国石油精製業者による、石油精製業者の経営基盤強化や脱炭素技術開発等の取組を促し、安定的な石油供給と脱炭素に向けた取組を両立する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本還付制度により、国際的なイコールフットィングを実現し、かつ、還付金により石油精製業者の競争力強化を図ることで、将来的には石油精製業者の経営基盤強化に繋がり、もって国内の石油の供給基盤が維持され、国内における低廉かつ安定的な石油の供給が可能となる。 また、石油精製業者の経営基盤強化を維持されることにより、脱炭素技術開発等の取組が促され、安定的な石油供給と脱炭素に向けた取組を両立する。

10	有効性等	① 適用数	平成 26 年度 適用件数: 8 社、適用数量: 112 万 kl(実績) 平成 27 年度 適用件数: 10 社、適用数量: 346 万 kl(実績) 平成 28 年度 適用件数: 10 社、適用数量: 354 万 kl(実績) 平成 29 年度 適用件数: 9 社、適用数量: 334 万 kl(実績) 平成 30 年度 適用件数: 9 社、適用数量: 341 万 kl(実績) 令和元年度 適用件数: 9 社、適用数量: 423 万 kl(実績) 令和2年度 適用件数: 9 社、適用数量: 268 万 kl(実績) 令和3年度 適用件数: 9 社、適用数量: 279 万 kl(実績) 令和4年度 適用件数: 9 社、適用数量: 332 万 kl(計画) 令和5年度 適用件数: 9 社、適用数量: 328 万 kl(計画) 令和6年度 適用件数: 8 社、適用数量: 323 万 kl(計画) 令和7年度 適用件数: 8 社、適用数量: 317 万 kl(計画)
		② 適用額	(金額) = (非製品ガスの数量(kl)) × (石油石炭税単価) 平成 26 年度: 28 億円 ≒ 112 万 kl × 2,540 円/kl 平成 27 年度: 88 億円 ≒ 346 万 kl × 2,540 円/kl 平成 28 年度: 99 億円 ≒ 354 万 kl × 2,800 円/kl 平成 29 年度: 93 億円 ≒ 334 万 kl × 2,800 円/kl 平成 30 年度: 95 億円 ≒ 341 万 kl × 2,800 円/kl 令和元年度: 118 億円 ≒ 423 万 kl × 2,800 円/kl 令和2年度: 75 億円 ≒ 268 万 kl × 2,800 円/kl 令和3年度: 78 億円 ≒ 279 万 kl × 2,800 円/kl 令和4年度: 93 億円 ≒ 332 万 kl × 2,800 円/kl 令和5年度: 92 億円 ≒ 328 万 kl × 2,800 円/kl 令和6年度: 90 億円 ≒ 323 万 kl × 2,800 円/kl 令和7年度: 89 億円 ≒ 317 万 kl × 2,800 円/kl
		③ 減収額	(金額) = (非製品ガスの数量(kl)) × (石油石炭税単価) 平成 26 年度: 28 億円 ≒ 112 万 kl × 2,540 円/kl 平成 27 年度: 88 億円 ≒ 346 万 kl × 2,540 円/kl 平成 28 年度: 99 億円 ≒ 354 万 kl × 2,800 円/kl 平成 29 年度: 93 億円 ≒ 334 万 kl × 2,800 円/kl 平成 30 年度: 95 億円 ≒ 341 万 kl × 2,800 円/kl 令和元年度: 118 億円 ≒ 423 万 kl × 2,800 円/kl 令和2年度: 75 億円 ≒ 268 万 kl × 2,800 円/kl 令和3年度: 78 億円 ≒ 279 万 kl × 2,800 円/kl 令和4年度: 93 億円 ≒ 332 万 kl × 2,800 円/kl 令和5年度: 92 億円 ≒ 328 万 kl × 2,800 円/kl

			令和6年度：90 億円$\div$323 万 kl$\times$2,800 円/kl 令和7年度：89 億円$\div$317 万 kl$\times$2,800 円/kl
		④：効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本還付制度により、非製品ガスに係る課税環境について国際的なイコールフットイングが図られている。 国際競争力強化や石油供給インフラ強靱化の投資を促すことにより、国内の石油供給基盤の維持・強化を実現している。 還付金が呼び水となり、実施・計画している投資額は以下のとおり。 平成 26 年度：208 億円（実績） 平成 27 年度：315 億円（実績） 平成 28 年度：520 億円（実績） 平成 29 年度：290 億円（実績） 平成 30 年度：591 億円（実績） 令和元年度：381 億円（実績） 令和2年度：222 億円（実績） 令和3年度：152 億円（実績） 令和4年度：124 億円（計画） 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 国際的な競争環境のイコールフットイングを実現。 また、還付金が呼び水となり、本制度の創設後の9年間において、国際競争力強化や石油供給インフラの強靱化に係る投資について、約 2,800 億円の投資を実施・計画しており、国内の石油供給基盤の維持・強化の取組が着実に進められている。
		⑤：税収減を是認する理由等	本税制 措置が講じられることによって、非製品ガスに係る課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することができる。 平成 26 年度から9年間の減収額は約 769 億円である一方、還付金により前倒しや増額が実現した前向きな投資の総額は約 2,800 億円であり、国際競争力強化や石油供給インフラ強靱化に係る投資を促進する効果があると見込まれ、本税制措置は政策目標の達成手段として有効である。
11	相当性	①：租税特別措置等によるべき妥当性等	他の支援や義務付け等はない。
		②：他の支援措置や義務付け等との役割分担	—

		③ 地方公共団 体が協力す る相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期		令和元年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(揮発油税:外、地方揮発油税:外)(国税 20)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 バイオエタノール等を混和した揮発油を製造した場合に、当該バイオエタノール等混和分の揮発油税及び地方揮発油税の課税標準から当該バイオエタノール等に含まれるエタノールの数量を控除する特例措置を令和 5 年 3 月 31 日まで措置。 《要望の内容》 バイオエタノール等を混和した揮発油を製造した場合に、当該バイオエタノール等混和分の揮発油税及び地方揮発油税の課税標準から当該バイオエタノール等に含まれるエタノールの数量を控除する特例措置の適用期限を5年間延長する。 《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 88 条の 7 ・租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 46 条の 11～46 条の 16 ・租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号)第 37 条の 5～37 条の 7
5	担当部局		経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和 4 年 8 月 分析対象期間:令和元年度～令和 9 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 20 年度 創設 平成 23 年度 拡充(みなし製造所を特例対象に追加) 平成 25 年度 5 年間延長 平成 30 年度 5 年間延長 令和 2 年度 拡充(バイオエタノール等揮発油の対象に、カーボンリサイクルエタノール等を混和して製造された揮発油を追加。)
8	適用又は延長期間		令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日(5 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 非化石エネルギーであるバイオエタノール※¹は、化石由来の燃料である揮発油の代替として活用が可能なため、エネルギー源の多様化に寄与するとともに、原料(植物等)が成長過程において二酸化炭素を吸収し、燃焼時にその同量の二酸化炭素を排出するため、揮発油と比較して二酸化炭素の排出量が少ない。このため、非化石エネルギー源の利用を促進し、エネルギーの安定供給の確保を図るとともに、地球温暖化対策の観点から有効な手段の一つであることから、バイオエタノール

		の利用促進を図る。 バイオエタノールの利用にあたっては、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(以下「エネルギー供給構造高度化法」という。)に基づく、「平成 30 年度以降の5年間についての非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準」(以下「告示」という。)において、平成 30 年度～令和4年度の間、石油精製業者に対して、バイオエタノールを「原油換算で毎年 50 万 kL」利用することを義務付け、これまで順調に達成している。 一方、現状、国内ではバイオエタノールの商用規模の生産が行われていないことから、バイオエタノールの利用にあたっては、アメリカ・ブラジルからの輸入に依存しており、以下のような追加的なコストが生じ、最終的には国民に転嫁されることとなる。 ・バイオエタノールの価格が揮発油の価格を上回る。 ・輸入したバイオエタノールは、国内でバイオ ETBE※2 に合成して使用されるため、関税等の輸入に係るコストに加えて、バイオエタノールを日本まで輸送するコスト、バイオ ETBE を生産するためのバイオ ETBE 専用タンク、揮発油との混合設備や受入設備等のコストが生じる。 こうした追加コストを低減させ、バイオエタノールの利用促進を図るため、本措置を通じて、バイオエタノールの利用分については、揮発油税及び地方揮発油税の課税対象から控除することが必要となる。 ※1 バイオエタノールは、さとうきび、とうもろこし等の農作物(可食)由来の第一世代バイオエタノールと、製紙残渣(パルプ)、コーヒー粕、廃菌床等の非可食由来の次世代バイオエタノールを指す。 ※2 エチル・ターシャリー・ブチル・エーテルの略。エタノールと、揮発油の精製過程等で副生される炭化水素の一種であるイソブテンから合成される含酸素化合物。エタノールと異なり水分や蒸気圧の管理が必要なく、揮発油になじみやすい性質を持っている。
		《政策目的の根拠》 ○日米首脳共同声明「自由で開かれた国際秩序の強化」 (令和 4 年 5 月 23 日) 両首脳は、輸入石油への依存を減らすため、持続可能な航空燃料(SAF)や道路用燃料用のものを含め、日本のバイオエタノールの需要を2030年までに倍増させるため、あらゆる可能な手段を取るという日本のコミットメントを歓迎した。 ○第 6 次エネルギー基本計画(令和 3 年 10 月閣議決定) 4.2050 カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応 (4)産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組 ③運輸部門における対応 (中略)燃料の脱炭素化を図っていくことも必要であり、既存の燃料インフラや内燃機関等の設備を利用可能なバイオ燃料や合成燃料等の選択肢を追求していくことも重要である。バイオエタノールやバイオディーゼルについては、引き続き、国際的な導入動向等を踏まえ導入の在り方を検討していく。 ・・・(中略)・・・2050 年カーボンニュートラルに向けて、燃料

			分野での対応は、①燃焼しても大気中の CO2 を増加させないバイオ燃料、水素、アンモニア、合成燃料、合成メタンといった脱炭素燃料と、②化石燃料を利用しながらも大気中の CO2 を増加させない CCS、カーボンリサイクルといった脱炭素技術等に大別できる。いずれも社会実装・拡大には、イノベーションの実現が不可欠であり、2050 年を見据え、2030 年に向けても、その確保等のための計画的な取組が重要である。																		
	②	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保																		
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 令和 5 年度～令和 9 年度(P)※において、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を、毎年着実に達成する。 ※令和 5 年度以降のバイオエタノールの利用目標量については、令和 5 年 4 月までに第三次告示を策定予定であり、現在検討中。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 バイオエタノールの利用にあたっては、通常の揮発油と比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となるものの、本措置によりコストを低減させることで、バイオエタノールの利用促進を図ることが可能となる。 また、現状、アメリカ・ブラジルからの輸入に依存している状況等を踏まえ、令和 2 年 4 月に次世代バイオエタノール※の利用促進策として、令和 5 年度以降の次世代バイオエタノールの利用目標量を入札による供給者決定をもとに次世代バイオエタノール 1 万 kL/年(原油換算)と定めることや、告示上での目標量を実利用量の 2 倍にカウントできる原材料に廃棄物やカーボンリサイクル由来炭素を加える等の告示の改定を実施。 当該告示の改訂や、本措置により次世代バイオエタノールの導入インセンティブを示すことで、当初の見込みからやや遅れが生じているものの、国内事業者による商業生産に向けた取組が進展してきているところであり、国産化が実現した場合には、海外への輸入依存度の低減に貢献する。 ※次世代バイオエタノールは、食物を原料とする第一世代バイオエタノールと異なり、非食料等を原料とするため食糧競合の問題が起きないことや温室効果ガス排出削減効果が大きい等の利点がある。																		
10	有効性等	① 適用数	○適用件数(適用事業者数) <table><tr><td>令和元年度</td><td>約 595 件(9 社)</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>約 636 件(8 社)</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>約 669 件(8 社)</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>約 600 件(8 社程度)</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>約 600 件(8 社程度)</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>約 600 件(8 社程度)</td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>約 600 件(8 社程度)</td></tr><tr><td>令和 8 年度</td><td>約 600 件(8 社程度)</td></tr><tr><td>令和 9 年度</td><td>約 600 件(8 社程度)</td></tr></table> <算定根拠> ・令和元年度～令和 3 年度までの適用件数(適応事業者数)は、「バ	令和元年度	約 595 件(9 社)	令和 2 年度	約 636 件(8 社)	令和 3 年度	約 669 件(8 社)	令和 4 年度	約 600 件(8 社程度)	令和 5 年度	約 600 件(8 社程度)	令和 6 年度	約 600 件(8 社程度)	令和 7 年度	約 600 件(8 社程度)	令和 8 年度	約 600 件(8 社程度)	令和 9 年度	約 600 件(8 社程度)
令和元年度	約 595 件(9 社)																				
令和 2 年度	約 636 件(8 社)																				
令和 3 年度	約 669 件(8 社)																				
令和 4 年度	約 600 件(8 社程度)																				
令和 5 年度	約 600 件(8 社程度)																				
令和 6 年度	約 600 件(8 社程度)																				
令和 7 年度	約 600 件(8 社程度)																				
令和 8 年度	約 600 件(8 社程度)																				
令和 9 年度	約 600 件(8 社程度)																				

			イオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例」の適用実績 ・令和4年度以降の適用件数(適用事業者数)については、直近の実績から判断し、約600件(8社程度)と仮定。																														
	②	適用額	○適用数量(バイオエタノール換算量) 令和元年度 約80.9万KL 令和2年度 約84.3万KL 令和3年度 約88.3万KL 令和4年度 約82.4万KL 令和5年度 約82.4万KL 令和6年度 約82.4万KL 令和7年度 約82.4万KL 令和8年度 約82.4万KL 令和9年度 約82.4万KL ＜算定根拠＞ ・令和元年度～令和3年度までの適応数量は、エネルギー供給構造高度化法における「特定石油精製業者(揮発油の製造・供給量が年間60万kL以上の事業者)」からの報告実績 ・令和4年度以降の適用数量は、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量 約82.4万KLと仮定。																														
	③	減収額	○減収額 令和元年度 53.8円/L ×約80.9万KL = 約435億円 令和2年度 53.8円/L ×約84.3万KL = 約454億円 令和3年度 53.8円/L ×約88.3万KL = 約475億円 令和4年度 53.8円/L ×約82.4万KL = 約443億円 令和5年度 53.8円/L ×約82.4万KL = 約443億円 令和6年度 53.8円/L ×約82.4万KL = 約443億円 令和7年度 53.8円/L ×約82.4万KL = 約443億円 令和8年度 53.8円/L ×約82.4万KL = 約443億円 令和9年度 53.8円/L ×約82.4万KL = 約443億円 ＜算定根拠＞ ・減収額＝揮発油税及び地方揮発油税 53.8円/L ×適用数量(バイオエタノール換算量)																														
	④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 令和元年度～3年度において、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量(原油換算50万kL/年)を、概ね毎年着実に達成。 ○バイオエタノール導入目標及び導入実績 単位:万KL(原油換算) <table><tr><td>年度 数量</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td></tr><tr><td>導入目標</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>50※</td><td>50※</td><td>50※</td><td>50※</td><td>50※</td></tr><tr><td>導入実績</td><td>49</td><td>51</td><td>54</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> ＜算定根拠＞ ・令和元年度～令和3年度までの適応数量は、エネルギー供給構造高度化法における「特定石油精製業者(揮発油の製造・供給量が年間60万kL以上の事業者)」からの報告実績 ・令和5年度以降のバイオエタノールの利用目標量については、令和5年4月までに第三次告示を策定予定であり、現在検討中。そのため、令和4年度までの導入目標50万KL(原油換算)と同様の目標と仮定。	年度 数量	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	導入目標	50	50	50	50	50※	50※	50※	50※	50※	導入実績	49	51	54	-	-	-	-	-	-
年度 数量	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9																								
導入目標	50	50	50	50	50※	50※	50※	50※	50※																								
導入実績	49	51	54	-	-	-	-	-	-																								

			《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 バイオエタノールの利用にあたっては、通常の揮発油と比較して、追加費用が必要となるものの、本措置によりコストを低減させることで、バイオエタノールの利用促進を図り、バイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を、毎年着実に達成することが可能となる。 加えて、本措置等により次世代バイオエタノールの導入インセンティブを示すことで、当初の見込みからやや遅れが生じているものの、国内事業者による商業生産に向けた取組が進展してきているところ。
		⑤: 税収減を是認する理由等	バイオエタノールから合成されるバイオ ETBE を混合した揮発油は、通常の揮発油と比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となるため、揮発油税及び地方揮発油税を無税にすることによる負担軽減が実現されなければ、バイオエタノールの利用が進まなくなる恐れがある。 今後取組の進展が期待される次世代バイオエタノールについては、現状は技術開発や原料確保等の課題もあることに加え、供給当初は、現在輸入しているバイオエタノールと同程度、もしくはそれよりもコストが生じる可能性があり、国産の次世代エタノールが安定的に製造・供給されるまでの間については、エネルギーの安定供給の確保、温室効果ガスの削減や、次世代バイオエタノールの社会実装に向けた環境整備を行う観点から、引き続き、本措置を通じた第一世代のバイオエタノールの利用促進は必要不可欠。 なお、日米首脳共同声明や第 6 次エネルギー基本計画等も踏まえ、バイオエタノールの利用を促進することが、政府方針の実現に資すると思われる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	バイオエタノールの利用は、非化石エネルギー源の利用を促進し、エネルギーの安定供給の確保を図るとともに、地球温暖化対策の観点の観点から有効な手段の一つ。バイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を達成しつつ、次世代バイオエタノールの社会実装に向けた環境整備を行うためには、通常の揮発油との価格差を低減させることが必要であり、毎年度、導入量に変化する可能性がある中で、予算等による措置ではなく、導入量に応じた柔軟な対応が可能となる税制による措置が適当である。 また、補助金等でバイオエタノールの利用を図る場合、特定の事業者のみにしか波及が行き届かない。他方、税制による措置は、価格自体に影響を与えることができ、多くの消費者に影響を与えることができると考えられ、公平性の観点からも、税制措置を講ずることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	【規制措置】 「エネルギー供給構造高度化法 告示」 ・バイオエタノールの利用促進を図るため、石油精製業者に対して、バイオエタノールを「原油換算で毎年 50 万 kL」利用することを義務付け

			ているもの。 【予算】 — 【税制】 バイオエタノール及びバイオエタノール由来 ETBE の関税の無税化措置 ・揮発油に混合するためのバイオエタノール又はバイオエタノール由来 ETBE を輸入した場合、関税を無税化する措置。 ・バイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を達成しつつ、次世代バイオエタノールの社会実装に向けた環境整備を行うためには、通常の揮発油との価格差を低減させることが必要であり、本税制措置と関税の無税化をあわせて措置することにより、バイオエタノールの利用促進を図る。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税20・地方税15(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(以下、機構法)第55条の3第1項に規定する廃炉等実施認定事業者が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の2第1項の規定により特定原子力施設として指定された施設(以下、特定原子力施設)に係る著しく損傷した炉心等の除去に要する費用(以下、炉心等除去費用)の支出に充てるため、当該特定原子力施設ごとに、当該特定原子力施設につき当該事業年度において機構法第55条の3第1項及び第2項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の損金の額に算入する(当該特定原子力施設につき炉心等除去費用の額を支出した場合には、当該事業年度の益金の額に算入する。) 《要望の内容》 適用期限を3年間延長する 《関係条項》 租税特別措置法第57条の4の2、第68条の54の2
5	担当部局		経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯		平成29年4月 創設 (同年10月 改正機構法の施行)
8	適用又は延長期間		令和5年度～令和7年度
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事故事業者が、廃炉に必要な資金を機構法に基づいて積み立てることにより、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する。 《政策目的の根拠》 機構法第45条第1項認定を受けた原子力事業者であって廃炉等を実施する者(廃炉等実施認定事業者)は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、毎事業年度、機構が当該事業者へ通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならないこととされている。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス			
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総合特別事業計画（令和3年8月主務大臣認定）において、年平均2,600億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、必要な額の確実な積立に貢献する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として重要な措置である。			
10	有効性等	① 適用数	適用数 令和2年度 1 令和3年度 1 令和4年度 1 令和5年度 1 ※ 令和6年度 1 ※ 令和7年度 1 ※ ※現行適用数は東京電力HD1社のみである。 本措置は事故炉の廃炉を実施する事業者に対して適用されるため、今後新たに事故炉の廃炉を実施する事業者の見通しはお示しするものとして馴染まないことから、現行適用件数のみを記載。			
		② 適用額	適用額（百万円） 令和2年度 168,898 令和3年度 — ※1 令和4年度 — ※2 令和5年度 — ※2 令和6年度 — ※2 令和7年度 — ※2 出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※1 当該年度について適用額は0円。 ※2 令和4年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。			
		③ 減収額	減収額（百万円） 法人税 法人住民税 法人事業税 令和2年度 39,184 4,075 — 令和3年度 — — — ※1 令和4年度 — — — ※2 令和5年度 — — — ※2 令和6年度 — — — ※2 令和7年度 — — — ※2			

			法人税: 39,184 百万円(損金算入額 168,898 百万円×法人税率 23.2%) 法人住民税: 4,075 百万円(法人税減収額 39,184 百万円×法人税割超過税率 10.4%) ※1 当該年度について適用額は0円。 ※2 令和4年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総合特別事業計画(令和3年8月主務大臣認定)において、年平均 2,600 億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、令和2年度及び令和3年度には 2,600 億円を積み立てており、滞りなく捻出されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 廃炉等実施認定事業者は、廃炉のために必要な資金のほか、機構法に基づき、認定事業者の収支の状況に照らして電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、できるだけ高額の負担を求めるものとして機構が定める特別負担金を支払う義務(2018 年度: 500 億円)や、他の原子力事業者と同様に、機構法に基づき、一般負担金を支払う義務(2018 年度: 567 億円)がある。 適用事業者においては、こうした義務を履行しつつ、機構法に基づく廃炉等積立金の積立を実施しているところ。令和4年、令和5年及び令和6年においては、各年平均 2,600 億円を積み立てる見込みである。
		⑤: 税収減を是認する理由等	長期にわたる事故炉廃炉を確実に実施する上で、本準備金の措置は不可欠であり、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段としても妥当と考えられる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	適用事業者の事故炉の廃炉については、国からの補助無しで適用事業者自らが費用を捻出し、実施することが原則である。長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長」は、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当するとして得た額について、収入金額から控除される措置である。当該措置は、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避する観点から必要とされている。 他方、本措置は炉心等除去準備金について、積立時に損金算入をするという、課税繰り延べの措置であり、前者措置とは性質の異なるものである。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	政策目的である安全かつ着実な廃炉の実施を確保する上で、必要な資金を積み立てるためには、地方税法上の所要の措置を講じることが不可欠である。
12	有識者の見解		機構法における廃炉等積立金制度については、経済産業省に設置された「東京電力改革・1F 問題委員会」で取りまとめられた「東電改革提言(2016 年 12 月)」及び「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ(2017 年 2 月)」に加え、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(2016 年 12 月 20 日閣議決定)」を踏まえて措置されたものである。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税23） 法人住民税、事業税：義（自動連動）（地方税4）
		② 上記以外の税目	所得税：外、個人住民税：外、消費税：外、固定資産税：外、事業所税：外、特別土地保有税：外、地方消費税：外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 発電事業者が保有する発電所が収用等され、交付を受けた補償金等（対価補償金および移転補償金などで対価補償金として取り扱うものに限る。）により代わりの資産（以下「代替資産」という。）を取得した場合には、代替資産について圧縮限度額の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額するなどの一定の方法で経理したときは、その減額した金額を損金の額に算入する圧縮記帳の適用を受けることができる。 《要望の内容》 電力の安定供給を目的として、電気事業法を改正し、系統用蓄電池による放電を行う事業を新たに発電事業に位置付けることとした。この法改正により、発電事業の対象範囲が拡大するため、関連する税法上においても所要の措置を講ずる必要がある。 《関係条項》 租税特別措置法施行規則第22条の2第3項第3号
5	担当部局		経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和4年8月 分析対象期間：令和5年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 現行の税制上における発電設備の定義に、一定規模以上の蓄電池を対象に加えることにより、蓄電池の導入促進に向けた環境整備を図る。 《政策目的の根拠》 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 今般の電気事業法の改正を踏まえた税制上の措置が講じられることにより、蓄電池の導入促進に資することが期待される。 (※)蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないものの、蓄電池の導入促進により、2030年までの再生可能エネルギー電源構成比率36～38%の達成に貢献することとしたい。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 再生可能エネルギーの導入が拡大する中、蓄電池は脱炭素化された供給力・調整力として、電力の安定供給に大きく貢献することが期待されており、蓄電池の導入が促進されることで、再生可能エネルギーの供給の安定化や、調整力の提供等を通じ、再生可能エネルギーの主力電源化にも資することが期待される。
10	有効性等	① 適用数	— (※)蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないため、蓄電池の収用等において本特例措置が適用される件数についても、現時点で定量的にお示しすることは困難である。
		② 適用額	—
		③ 減収額	— (※)蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないため、減収額若しくは増収額についてお示しすることは困難である。
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — (※)蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないものの、蓄電池の導入促進により、2030年までの再生可能エネルギー電源構成比率36～38%の達成に貢献することとしたい。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	当該租税特別措置の対象となるのは、改正電気事業法における蓄電池による放電を行う全ての事業者であることから、補助金等ではなく、当該租税特別措置を採ることが妥当である。

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	政策目的である蓄電池の導入を促進する上で、必要な資金を積み立てるためには、地方税法上の所要の措置を講じることが不可欠である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等の法人税率の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 24)、法人住民税:義(地方税 15)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ 延長 】 【 単独 ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業者等に係る法人税について、年 800 万円以下の所得金額の部分については税率を 15%に軽減する。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。
			《関係条項》 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和 4 年 8 月
			分析対象期間:令和元年度～令和 6 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 21 年度改正 創設(本則 22%・租特 18%)
			平成 23 年度改正 拡充(本則 22%→19%、租特 18%→15%)
			平成 27 年度改正 延長(租特 19%→15%)
			平成 29 年度改正 延長(租特 19%→15%)
			令和元年度改正 延長(租特 19%→15%)
			令和 3 年度改正 延長(租特 19%→15%)
8	適用又は延長期間		2 年間(令和 5 年 4 月 1 日～7 年 3 月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の 2 年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。 測定指標は、延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況等が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうか。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新型コロナウイルス感染症の影響で債務残高が増加する中で、新型コロナウイルス感染症や物価高・資源高の影響により、中小企業において厳しい収益環境となっているほか、各種経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定等を図る。
10	有効性等	① 適用数	年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。 実績 ・令和元年度: 989,251 件 ・令和 2 年度: 992,154 件 ・令和 3 年度: 990,703 件 (出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 3 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和元年度及び令和 2 年度の平均値として推計。 今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和元年度及び令和 2 年度の平均値とすると以下のとおり。 ・令和 4 年度: 990,703 件 ・令和 5 年度: 990,703 件 ・令和 6 年度: 990,703 件
		② 適用額	・令和元年度: 39,226 億円 ・令和 2 年度: 39,175 億円 ・令和 3 年度: 39,201 億円 (出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 3 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和元年度及び令和 2 年度の平均値として推計。 今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和元年度及び令和 2 年度の平均値とすると以下のとおり。 ・令和 4 年度: 39,201 億円 ・令和 5 年度: 39,201 億円 ・令和 6 年度: 39,201 億円

	③ 減収額	法人税 ・令和元年度(19%→15%) : 1,569 億円 ・令和 2 年度(19%→15%) : 1,567 億円 ・令和 3 年度(19%→15%) : 1,568 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 3 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和元年度及び令和 2 年度の平均値として推計。 今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和元年度及び令和 2 年度の平均値とすると以下のとおり。 ・令和 4 年度(19%→15%) : 1,568 億円 ・令和 5 年度(19%→15%) : 1,568 億円 ・令和 6 年度(19%→15%) : 1,568 億円 法人住民税 ・令和元年度(19%→15%) : 202 億円 ・令和 2 年度(19%→15%) : 110 億円 ・令和 3 年度(19%→15%) : 110 億円 ※同年度の法人税の減収額に同年度の法人住民税率(令和元年は 12.9%、令和 2 年度・令和 3 年度は 7.0%)を乗じて算出 今後の見込みについても、上記法人税に法人住民税率 7.0%を乗じると以下のとおり。 ・令和 4 年度(19%→15%) : 110 億円 ・令和 5 年度(19%→15%) : 110 億円 ・令和 6 年度(19%→15%) : 110 億円
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 令和元年度は、税制措置前と比較して、中小企業の業況等が回復傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和 2 年度以降は厳しい状況が続いている。 今後も、新型コロナウイルス感染症の状況や、物価高・資源高の影響が見通せない現状を踏まえれば、引き続き本税制措置による支援が必要である。

			(DI,ポイント) 業況判断DIの推移 (年) 2007 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 (注) 1.業況判断DIは、最近の業況について「良い」と答えた企業の割合(%)から、「悪い」と答えた企業の割合を引いたもの。 2.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金2,000万円以上1億円未満の企業をいう。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせ最大で34万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として国税・地方税あわせ最大70.1万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせ最大で34万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として国税・地方税あわせ最大70.1万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置と類似の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、地域に所在する中小企業の経営基盤強化等を通じ、地域経済の活性化に資するものである。
12	有識者の見解		—

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和 2 年 8 月 (R2 経産 04)
----	------------------------	-----------------------

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる業務に関する文書における印紙税の非課税措置の検討						
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	印紙税：外（国税 26）						
		② 上記以外の税目	－						
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】						
4	内容		《現行制度の概要》 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業者とその支援者への助成業務（独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項 6 号）について、印紙税法別表第 3 により当該業務に係る文書は印紙税法の非課税文書とされる。						
			《要望の内容》 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正（令和 3 年 6 月 17 日施行）により、同機構の助成業務の範囲が中小企業者を除く事業者とその支援者へも拡充（同法第 15 条第 2 項 3 号）された。 ・同機構が助成業務について一体的に実施していくためにも、印紙税法の非課税文書の範囲の検討が必要である。						
			《関係条項》 印紙税（印紙税法別表第 3）						
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部企画課						
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：－ 分析対象期間：－						
7	創設年度及び改正経緯		平成 16 年度 新設 ※平成 16 年 7 月の独立行政法人中小企業基盤整備機構の設立（旧中小企業総合事業団、旧地域振興整備公団、旧産業基盤整備基金の業務の一部を所管する形で設立）に併せ、印紙税法を改正。						
			※中小企業基盤整備機構設立前後の印紙税法上の非課税の取り扱い						
			<table><tr><td>旧</td><td>新</td></tr><tr><td>中小企業総合事業団 別表第 2</td><td rowspan="3">中小企業基盤整備機構 別表第 3</td></tr><tr><td>地域振興整備公団 別表第 2</td></tr><tr><td>産業基盤整備基金 別表第 3</td></tr></table>	旧	新	中小企業総合事業団 別表第 2	中小企業基盤整備機構 別表第 3	地域振興整備公団 別表第 2	産業基盤整備基金 別表第 3
			旧	新					
			中小企業総合事業団 別表第 2	中小企業基盤整備機構 別表第 3					
地域振興整備公団 別表第 2									
産業基盤整備基金 別表第 3									
8	適用又は延長期間		恒久措置						
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ポストコロナを見据え、中小企業者だけでなく中堅企業への成長途上にある企業群（中小企業者を除く事業者）にも必要な助成を行い、事						

			業活動の活性化を支援することで、以てこれらの事業者の中堅企業へ成長を促進する。
			《政策目的の根拠》 独立行政法人中小企業基盤整備機構法
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中小企業者、中小企業者を除く事業者及びその支援者に対して必要な助成を行い、これらの事業者の事業活動の活性化を支援する。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	助成業務により、企業の事業活動の活性化、その成長を後押しし、我が国の経済成長に寄与する。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	印紙税法の非課税文書となっていた独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業者、中小企業者を除く事業者及びその支援者に対する助成業務の対象範囲は全国に及んでいる。 そのため、全国万遍なく政策効果が行き渡る税制措置を検討することが適当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(印紙税: 外)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 株式会社日本政策金融公庫中小企業事業及び独立行政法人中小企業基盤整備機構等(以下、「株式会社日本政策金融公庫等」という。)が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合に必要となる印紙税を非課税とされている。 《要望の内容》 株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。 《関係条項》 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号
5	担当部局		中小企業庁事業環境部金融課 中小企業庁経営支援部小規模企業振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯		本措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で措置された。 措置された当初、令和3年1月末となっていた期限を特別貸付けの延長にあわせて、当該期限まで延長を行った。
8	適用又は延長期間		新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。 《政策目的の根拠》 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第

			3号・第4号、第2項第2号・5号
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 — 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(登録免許税: 外)(国税 28)
		②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ 延長 】 【 単独 ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 本特例措置は信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律に 1.5/1,000 に軽減する制度である。 保証に係る担保としての抵当権の設定登記等に係る登録免許税は、実務上、保証制度を利用する中小企業者等が負担しているところ、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、信用保証制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援するため、一律に軽減措置を講じているものである。
			《要望の内容》 措置の適用期限を 2 年間延長し、令和 7 年 3 月 31 日までとする。
			《関係条項》 租税特別措置法第 78 条第 1 項
5	担当部局		中小企業庁事業環境部金融課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 4 年 8 月 分析対象期間: 令和 1 年度～令和 6 年度
7	創設年度及び改正経緯		・昭和 46 年に創設 ・以後 2 年ごとに延長 ・平成 23 年に軽減率縮減 (担保物件によらず一律 1/1,000 に軽減 → 改正後一律 1.5/1,000 に措置が縮減) ※ただし、「所得税法等の一部を改正する法律案」が年度末までに成立しなかったため、平成 23 年 4 月 1 日～6 月 30 日までは 1/1,000、平成 23 年 7 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日までは 1.5/1,000 ・以後 2 年ごとに延長
8	適用又は延長期間		2 年間(令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 信用保証制度の利用を通じた中小企業者等への幅広い資金繰り支援により、必要かつ十分な資金供給を行う。
			《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする」と明記されている。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展									
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 資金繰り DI の改善及び保証承諾実績の増加 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業者等が信用保証協会に担保を提供する際、信用保証料に加え、登録免許税を負担する必要。 本特例措置により、有担保保証に係る中小企業者等の登録免許税の負担を 4/1,000 等から一律 1.5/1,000 に軽減し、信用保証制度の利用を通じた、資金繰り円滑化に寄与している。									
10	有効性等	① 適用数	[適用件数の推移] (単位: 件)									
			年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
			件	1,309	1,266	1,275	1,319	1,388	863	982	1,031	1,083
			※出典: H28～R2(実績) 法務省「民事・訟務・人権統計年報」 R3～R6(推計) 経済産業省試算 本特例措置は、保証付き融資のうち有担保の場合であって、信用保証協会が担保の抵当権を新規に設定登記等する場合(下記(ウ)等)に適用される措置であるため、そもそも信用保証制度を利用する全ての中小企業者等への適用が想定されるものではないことから、上記適用件数は適当な水準である。 ＜令和3年度の例＞(出典: (一社)全国信用保証協会連合会) (ア) 保証承諾件数 …約 54.7 万件 (イ) (ア)のうち、信用保証協会が担保設定した有担保保証の件数 …約 5,700 件 (ウ) (イ)のうち、当該年度で新規に抵当権設定登記等をした件数 …約 863 件 また、信用保証協会の利用対象者は、信用保証協会法第 20 条第 1 項に基づく「中小企業者等」とされているため、本特例措置が特定の業種に偏って適用されているわけではない。									
		② 適用額	[適用額の推移] (単位: 百万円)									
			年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
			適用額(億円)	325	305	285	287	268	181	206	217	227
			納付額(百万円)	46	42	44	44	60	27	31	32	34
			※出典: H28～R2(実績) (一社)全国信用保証協会連合会 R3～R6(推計) 経済産業省試算 ※適用額＝適用件数×21 百万円(過去3年間の平均)で試算 ※納付額＝適用額×税率 1.5/1,000(本特例措置の多くを占める不動産登記の税率)で試算 ＜令和3年度の例＞(出典: (一社)全国信用保証協会連合会) (ア) 保証承諾金額 …約 7 兆 7,220 億円 (イ) (ア)のうち、信用保証協会が担保設定した有担保保証の保証承諾金額 …約 961 億円 (ウ) (イ)のうち、当該年度で新規に抵当権設定登記等をした保証承諾金額 …約 198 億円									

③ 減収額

[減収額の推移]

(単位:百万円)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
納付額 (再掲)	46	42	44	44	60	27	31	32	34
減収額	76	71	73	73	101	45	52	54	57

※出典: H28～R2(実績) 法務省「民事・訟務・人権統計年報」の登録免許税実績額より経済産業省推計

R3～R6(推計) 経済産業省試算

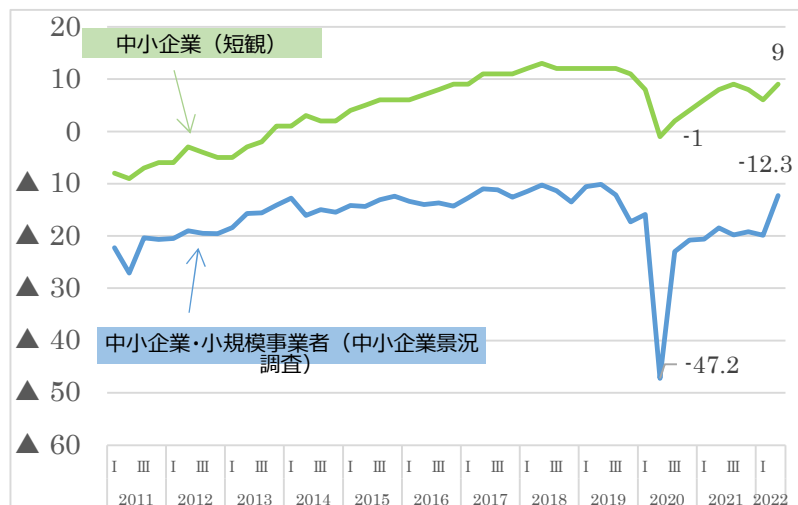
※減収額＝登録免許税納付額×2.5/1.5として試算

※税率 本則[4/1000]一本措置[1.5/1000]＝軽減税率[2.5/1000]
(本特例措置の多くを占める不動産登記の税率で試算)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

【中小企業者の資金繰りの状況】



(出典: 中小企業景況調査 (中小企業庁))

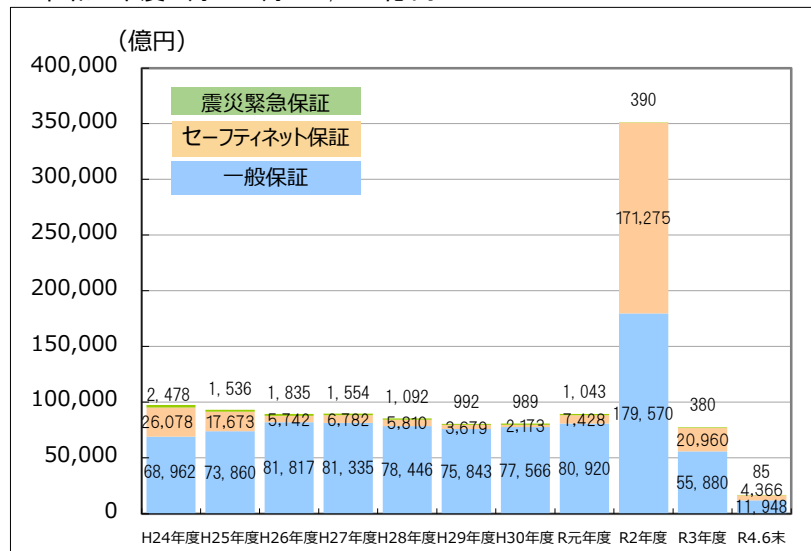
【保証承諾実績】

令和元年度: 89,389 億円

令和2年度: 351,234 億円

令和3年度: 77,220 億円

令和4年度4月～6月: 16,400 億円



(出典: (一社) 全国信用保証協会連合会)

中小企業者等の資金繰りはこれまで改善傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一時急激に状況悪化するが、信用保証協会の無利子・無担保融資等のコロナ関連融資を積極的に実施したことにより、保証承諾実績は増加し、中小企業者等の資金繰り状況も改善された。

一方で、コロナ禍の長期化、物価高等の状況下もあり、コロナ関連融資等の債務返済に苦慮する中小企業者等が多く存在し、特に企業規模が小さく信用力に乏しい中小企業者等の追加的な資金繰り支援を行って行くためにも、有担保保証は有力な選択肢となる。

本特例措置は有担保保証に係る信用保証制度の利用負担を軽減するものであるため、中小企業者等の資金繰りに一定の寄与をしている。

※保証承諾に占める有担保保証の割合（金額ベース）

令和元年度：9.4%

令和2年度：2.4%

令和3年度：8.5%

（出典：（一社）全国信用保証協会連合会）

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

信用保証制度利用者の約90%が、従業員20人以下の小規模事業者や個人事業主などの経営基盤が脆弱な者であり、そうした者ほど、資金調達の際の費用負担は相対的に大きいものであるため、本特例措置の効果は高い。

本特例措置は中小企業者等の信用保証制度の利用負担（※）を軽減し、資金繰り円滑化に寄与する。

※小規模事業者の6割超は赤字計上、黒字であっても4割が1百万円程度の黒字であり、仮に本特例措置の縮小・撤廃による負担増加額が数万円であっても、必要資金額の調達が難易化や僅少な所得の減少による赤字拡大や資本蓄積の減少などの結果をもたらすこととなり、影響の広がりは大い。

[本特例措置による1件当たり軽減額（減収額/件数）]

	適用 件数 (A)	納付額 (百万円) (B)	減収額 (百万円) (C)	1件当たりの 軽減額(千円) (C/A)
平成28年度	1,309	45.8	76.4	58
平成29年度	1,266	42.5	70.8	56
平成30年度	1,275	43.8	73.0	57
令和元年度	1,319	43.8	73.0	55
令和2年度	1,388	60.5	100.9	73

※出典：法務省「民事・訟務・人権統計年報」

※減収額(C)＝登録免許税納付額(B)×2.5/1.5

として経済産業省推計

※税率 本則[4/1000]－本措置[1.5/1000]＝軽減税率[2.5/1000]
(本特例措置の多くを占める不動産登記の税率で推計)

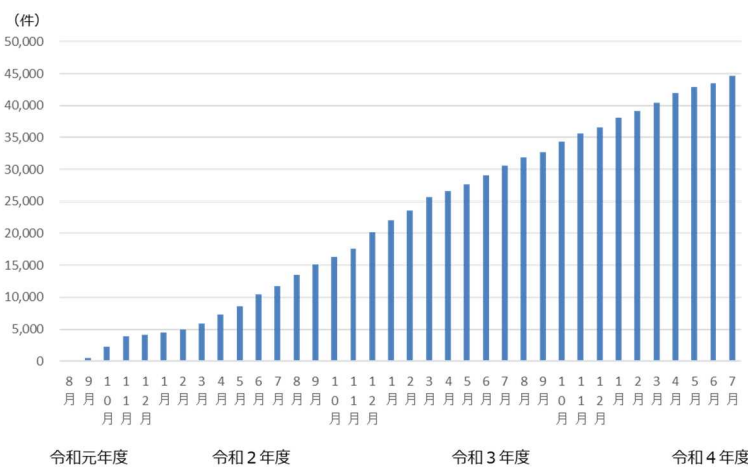
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置は担保設定時に必要不可欠な登録免許税を軽減するものであるが、本措置がなければ、担保提供することによって必要資金額に係る与信を得たい中小企業者等の資金調達コストは実質的に引上げられることとなり、結果として中小企業者等の資金繰り支援という政策目的の実現を阻害することになる。 なお、本特例措置によって、毎年 300 億円程度の信用創造がなされており、中小企業の資金繰り円滑化に対する寄与度は大きい。 【信用創造効果(≒担保設定額＝納付額÷税率)】 <table><tr><th></th><th>納付額 (百万円)</th><th>担保設定額 (億円)</th></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>44</td><td>292</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>44</td><td>291</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>61</td><td>403</td></tr></table> ※納付額(出典:法務省「民事・訟務・人権統計年報」)から経済産業省推計。		納付額 (百万円)	担保設定額 (億円)	平成 30 年度	44	292	令和元年度	44	291	令和 2 年度	61	403
	納付額 (百万円)	担保設定額 (億円)													
平成 30 年度	44	292													
令和元年度	44	291													
令和 2 年度	61	403													
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、中小企業者等が有担保による保証を利用する場合には一律に適用されるものであり、予見可能性が高く、利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する措置である上、予算の上限制約による中小企業者等の資金調達行動を歪めることもないため、他の措置と比べても妥当である。 また、政府系金融機関である日本政策金融公庫が抵当権を設定する際の登録免許税が非課税であることに対して、本特例措置は日本政策金融公庫と同様に公的金融を担う信用保証協会が設定する登録免許税の一部を軽減するものであるため、国民が納得できる必要最小限の特例措置である。 さらに、中小企業者等の信用リスクが高いが担保の提供があれば保証が可能となる場合や、無担保枠を超えた保証付き融資を利用する場合等、中小企業者等の資金調達の円滑化に関して、担保は重要な役割を果たしている。このため、本特例措置は、信用力に乏しい中小企業者等や、より大きな資金を調達したい中小企業者等の信用保証制度の利用負担軽減を図るものとして継続的に措置されており、適用期限の延長は必要不可欠である。												
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	信用保証制度に係る支援措置には、本特例措置のほかに、①<税制>特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(信用保証協会)、②<補助金>経営安定関連保証等対策費補助金がある。 ①は、信用保証協会の財政基盤の強化のため、民間金融機関が信用保証協会に対して出えんをした場合に、当該出えん金を民間金融機関の損金算入を可能とする措置を講じることによって、信用保証協会の保証債務額の限度拡大に資するもの。また、②は信用保証協会に対する損失補償等である。 本特例措置は、有担保保証に係る中小企業者等の信用保証制度の利用負担を軽減するものであり、上記①及び②とは明確に役割分担ができています。												
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—												
12	有識者の見解	—													
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年 8 月													

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定事業継続力強化設備等の特別償却(中小企業防災・減災投資促進税制)の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 29) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外(国税 29)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備を取得等した場合に、取得価額の20%(令和5年4月1日以降に取得等をする場合は18%)の特別償却が適用できる。 《要望の内容》 防災・減災のための設備投資に対する特別償却の対象設備として耐震装置を追加するとともに、適用期限を2年間延長する。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第11条の3 租税特別措置法施行令第6条の2 法人税 租税特別措置法第44条の2 租税特別措置法施行令第28条の5
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯		《令和元年度改正》 中小企業防災・減災投資促進税制を創設 (適用期限は令和2年度末まで) 《令和3度改正》 中小企業防災・減災投資促進税制を拡充・延長 (設備のかさ上げに用いる架台や、停電時の電力供給装置や感染症対策設備を追加)
8	適用又は延長期間		令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業が、自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。

		《政策目的の根拠》 中小企業等経営強化法第 66 条(中小企業者の事業継続力強化に資するための措置)では、「国、地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者は、基本方針を勘案し、中小企業者の事業継続力強化に資するため、中小企業者の行う事業継続力強化に資する助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とされている。 (以下参考) ・中小企業等経営強化法第 2 条第 15 項(定義) この法律において、「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害(以下「自然災害等」という。)の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実行性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。 ・中小企業等経営強化法第 3 条(基本方針) 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。 第 2 項 四 中小企業の実業継続力強化に関する次に掲げる事項 イ 単独で行う事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項 (1) 自然災害等が発生した場合における対応手順 (2) 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置 (3) 事業活動を継続するための資金の調達手段 (4) 親事業者(下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第一百四十五号)第二条第二項に規定する親事業者をいう。以下同じ。)、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力 (5) 事業継続力強化の実効性を確保するための取組 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組 ロ 連携して行う事業継続力強化(以下「連携事業継続力強化」という。)の内容に関する次に掲げる事項 (1) 連携事業継続力強化における連携の態様 (2) 連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置 (3) 地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者による連携事業継続力強化に係る協力 (4) 連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組 ハ 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項
②	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。																																																
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 計画認定事業者にアンケートを実施したところ、税制活用事業者は税制未活用事業者に比べて、被災した際に「被害を抑制できた」と回答した割合が高かった。 今後も自然災害が頻発する可能性が考えられることから、本税制の活用を促進することが重要。																																																
10	有効性等	① 適用数	(単位:件) <table><tr><td></td><td>令和1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>7</td><td>26</td><td>157</td><td>300</td><td>375</td><td>375</td></tr></table> (令和元年度、令和2年度は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より計算。令和3年度以降は令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計。)								令和1	2	3	4	5	6	適用件数	7	26	157	300	375	375																												
	令和1	2	3	4	5	6																																													
適用件数	7	26	157	300	375	375																																													
		② 適用額	(単位:百万円) <table><tr><td></td><td>令和1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>適用額</td><td>7.9</td><td>106.8</td><td>846.8</td><td>1,050.0</td><td>1,190.5</td><td>1,190.5</td></tr></table> (令和元年度、令和2年度は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より計算。令和3年度以降は令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計。)								令和1	2	3	4	5	6	適用額	7.9	106.8	846.8	1,050.0	1,190.5	1,190.5																												
	令和1	2	3	4	5	6																																													
適用額	7.9	106.8	846.8	1,050.0	1,190.5	1,190.5																																													
		③ 減収額	(単位:百万円) <table><tr><td></td><td>令和1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>法人税</td><td>0.32</td><td>4.45</td><td>35.31</td><td>43.78</td><td>49.65</td><td>49.65</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>令和1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0.04</td><td>0.31</td><td>2.47</td><td>3.06</td><td>3.47</td><td>3.47</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>令和1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>0.74</td><td>10.23</td><td>81.19</td><td>100.69</td><td>114.18</td><td>114.18</td></tr></table> (令和元年度、令和2年度は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より計算。令和3年度以降は令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計。)								令和1	2	3	4	5	6	法人税	0.32	4.45	35.31	43.78	49.65	49.65		令和1	2	3	4	5	6	法人住民税	0.04	0.31	2.47	3.06	3.47	3.47		令和1	2	3	4	5	6	法人事業税	0.74	10.23	81.19	100.69	114.18	114.18
	令和1	2	3	4	5	6																																													
法人税	0.32	4.45	35.31	43.78	49.65	49.65																																													
	令和1	2	3	4	5	6																																													
法人住民税	0.04	0.31	2.47	3.06	3.47	3.47																																													
	令和1	2	3	4	5	6																																													
法人事業税	0.74	10.23	81.19	100.69	114.18	114.18																																													

	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業強靱化法の施行（令和元年 7 月）以降、令和 4 年 7 月末までに 40,000 件を超える事業継続力強化計画を認定しており、中小企業の防災・減災にかかる取組は着実に進んでいる。 更に、より防災・減災の効果の高い、防災・減災設備投資を通じた実効性のある事業継続力強化計画の認定数も増加傾向にあることから、中小企業の防災・減災のための設備投資の機運が高まっている。 【事業継続力強化計画の認定状況】  （令和元年 7 月から令和 4 年 7 月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成） 【本税制を活用した防災・減災設備投資の状況】 本税制を活用した設備投資額は、令和元年 9 月から令和 2 年 3 月（7 ヶ月間）は約 7,925 千円、令和 2 年度は約 106,859 千円となっており、中小企業の防災・減災関連の設備投資は着実に増加している。更に令和 3 年度においては約 846,843 千円の設備投資を実施している。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 税制活用事業者にアンケートを実施したところ、本税制があることによって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約 7 割の企業が回答。併せて、税制活用事業者は税制未活用事業者に比べて、被災した際に「被害を抑制できた」と回答した割合が高かった。 本税制が防災・減災設備への企業の投資判断を後押しし、導入した防災・減災設備によって災害時に被害を抑制している。
	⑤ 税収減を是認する理由等	本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 税制活用事業者にアンケートを実施したところ、税制効果があること

			によって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約 7 割の企業が回答（令和 4 年度中小企業庁アンケートより）。本税制が防災・減災設備への企業の投資判断を後押ししている。 今後も自然災害が継続して発生する可能性が見込まれることから、本税制を活用した企業が災害時にも事業を継続し、サプライチェーンの維持に資することが重要。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制では、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備（機械装置、器具備品、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能としている。 本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受でき、計画取得に係るインセンティブとして中小企業の実効性のある事前対策を促進できる。 中小企業が行う自然災害等への事前対策の強化は、喫緊の課題である点を踏まえ、サプライチェーンの強靱化のために、本税制の対象設備として耐震装置を追加するとともに、適用期限を延長することで、より中小企業の実効性のある事前対策を促進することが可能。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	計画の認定に係る他の支援策として、ものづくり補助金の加点措置があるが、本補助金においては防災・減災設備を対象としておらず、あくまで計画策定に係るインセンティブとして措置している。 また、他の支援策として金融支援（日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大）を措置しているが、対象を設備資金に限定しておらず、運転資金を含む事業継続力強化計画の実施に必要な資金を貸付対象としている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制を活用し、中小企業の防災・減災設備投資を促進し、自然災害等発生時においても中小企業が事業を継続することにより、サプライチェーンの途絶や地域経済の停滞を防ぐことが可能となる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 2 年 9 月（R2 経産 06）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義、所得税：外) (国税 31) (法人住民税：義) (地方税 29)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。 《要望の内容》 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。 ○一般型のインセンティブを強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 等 《関係条項》 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条、第42条の4

5	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年8月 分析対象期間：令和2年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	・増加型：昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度：平成5年度創設 ・総額型：平成15年度創設 ・高水準型：平成20年度創設 ・平成26年度税制改正にて、上乗せ措置（増加型及び高水準型）を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5～30%（試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み）に変更 ・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に引上げる（総額型25%、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）5%（ともに適用期限の定めなし））とともに、オープンイノベーション型の控除率（12%から20%又は30%）及び対象費用（中小企業からの知財権の使用料）を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成29年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し（第4次産業革命型のサービスの開発を追加）、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。 ・令和元年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の5%から10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和2年度末まで）。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和2年度末まで） ・令和3年度改正にて、一般型（総額型から改名）の控除上限を25%から30%に引き上げるとともに、一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで）
8	適用又は延長期間	○一般型のインセンティブを強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加すると

			ともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 (以上、適用期限の定めなし) ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が 9.4%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み (以上、令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 (2 年間))
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額（令和 2 年度：19.2 兆円）の約 7 割（同：13.8 兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。 《政策目的の根拠》 ○科学技術・イノベーション基本計画 [令和 3 年 3 月 26 日閣議決定] 第 3 章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約 30 兆円 ・ 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約 120 兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）[令和 4 年 6 月 7 日閣議決定] 第 2 章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2) 科学技術・イノベーションへの投資 ～略～研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。～略～ (3) スタートアップ（新規創業）への投資 ～略～ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。～略～ ○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 [令和 4 年 6 月 7 日閣議決定] Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 ～略～民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方につい

		て検討を進める。 ～略～ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し ～略～スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。 ○ 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性 —成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が「成長と分配の好循環」をリードする—〔令和4年6月22日中小企業政策審議会 総会〕 第4章 (略) 世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適した特性等)を発揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重要である。 (略) こうした企業が成長志向に変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していきたい。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文(Kasahara et al. (2014))によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加した。 また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))

			によれば、2015 年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で 14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。
10	有効性等	① 適用数	○適用事業者（法人）数実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分） <一般型> 令和 2 年度 3,504 法人（1,024 法人） 令和 3 年度 3,698 法人（3,687 法人）（見込み） 令和 4 年度 3,698 法人（3,687 法人）（見込み） <中小企業技術基盤強化税制> 令和 2 年度 5,164 法人（5,148 法人） 令和 3 年度 6,091 法人（6,072 法人）（見込み） 令和 4 年度 6,091 法人（6,072 法人）（見込み） <オープンイノベーション型> 令和 2 年度 562 法人（281 法人） 令和 3 年度 692 法人（346 法人）（見込み） 令和 4 年度 692 法人（346 法人）（見込み） ※令和 2 年度は「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」により把握。 ※令和 3 年度、令和 4 年度は、「令和 3 年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。 ○将来推計 <令和 5 年度> ・一般型 3,698 法人／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,091 法人／事業年度 ・オープンイノベーション型 692 法人／事業年度 <令和 6 年度> ・一般型 3,698 法人／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,091 法人／事業年度 ・オープンイノベーション型 692 法人／事業年度 ※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和 5 年度、令和 6 年度は、令和 4 年度推計値と同数とした。 ○業種別適用件数（実績） 業種別に適用件数をみると、一般型、中小企業技術基盤強化税制、オープンイノベーション型いずれも下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○令和２年度一般型適用件数		
業種名	適用企業数	(うち資本金１億円以下の法人)
総計	3,504	1,024
製造業	2,360	614
化学工業	473	98
機械製造業	286	75
電気機械	260	68
食料品	235	61
輸送用機械	150	23
金属製品	166	53
その他製造業	790	236
サービス業	429	169
卸売業	319	123
その他	396	118
(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)		
○令和２年度中小企業技術基盤強化税制適用件数		
業種名	適用企業数	(うち資本金１億円以下の法人)
総計	5,164	5,148
製造業	3,160	3,158
化学工業	394	394
機械製造業	442	442
電気機械	396	396
食料品	283	282
輸送用機械	107	107
金属製品	377	377
その他製造業	1,161	1,160
サービス業	730	728
卸売業	787	782
その他	487	480
(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)		
○令和２年度オープンイノベーション型適用件数		
業種名	適用企業数	(うち資本金１億円以下の法人)
総計	562	281
製造業	333	142
化学工業	91	33
機械製造業	30	12
電気機械	39	17

			食料品	34	15
			輸送用機械	14	2
			金属製品	17	15
			その他製造業	108	48
			サービス業	94	67
			卸売業	50	34
			その他	85	38
			(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)		
※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、令和2年度の適用は8人（適用金額23百万円）となっている。それ以前の平成30・令和元年度の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。					
② 適用額	【国税】 ○減収額実績 ＜一般型＞ 令和2年度 4,737億円（132億円） 令和3年度 4,999億円（504億円）（見込み） 令和4年度 4,999億円（504億円）（見込み） ＜中小企業技術基盤強化税制＞ 令和2年度 208億円（206億円） 令和3年度 245億円（243億円）（見込み） 令和4年度 245億円（243億円）（見込み） ＜オープンイノベーション型＞ 令和2年度 108億円（4.5億円） 令和3年度 133億円（5.5億円）（見込み） 令和4年度 133億円（5.5億円）（見込み） ○将来推計 ＜令和5年度＞ ・一般型 4,999億円 ・中小企業技術基盤強化税制 245億円 ・オープンイノベーション型 133億円 ＜令和6年度＞ ・一般型 4,999億円 ・中小企業技術基盤強化税制 245億円 ・オープンイノベーション型 133億円 ※令和2年度は「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」により把握。 ※令和3年度、令和4年度及び将来推計は、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実				

態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。

【地方税】

○減収額実績

＜中小企業技術基盤強化税制＞

令和２年度17億円

令和３年度17億円（見込み）

令和４年度17億円（見込み）

＜オープンイノベーション型＞

令和２年度0.36億円

令和３年度0.39億円（見込み）

令和４年度0.39億円（見込み）

（出典：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」）

○将来推計

＜令和５年度＞

・中小企業技術基盤強化税制17億円

・オープンイノベーション型0.39億円

＜令和６年度＞

・中小企業技術基盤強化税制17億円

・オープンイノベーション型0.39億円

※国税における適用額の推計のうち、資本金１億円以下の法人分の推計額に法人住民税率（7.0％）を乗じた数を計上した。

○業種別適用金額（実績）

業種別の適用金額では、一般型（輸送用機械）及びオープンイノベーション型（化学工業）の割合が高くなっている。

一般型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が19.5％と非常に高いことから、積極的に研究開発投資を行っていると考えられる。また、オープンイノベーション型については、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が55.4％と非常に高く、オープンイノベーションを積極的に行っているものと考えられる。

○令和２年度一般型適用金額（単位：百万円）

業種名	適用金額	（うち資本金１億円以下の法人）
総計	473,720	13,230
製造業	378,419	9,086
化学工業	85,850	3,041
機械製造業	32,069	491

			電気機械	68,092	721
			食料品	16,083	741
			輸送用機械	92,594	165
			金属製品	3,942	338
			その他製造業	79,788	3,589
			サービス業	14,511	1,599
			卸売業	25,140	1,328
			その他	55,650	1,217
			(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)		
			○令和２年度中小企業技術基盤強化税制適用金額（単位：百万円）		
			業種名	適用金額	(うち資本金１億円以下の法人)
			総計	20,766	20,620
			製造業	14,963	14,959
			化学工業	3,075	3,075
			機械製造業	1,972	1,972
			電気機械	1,786	1,786
			食料品	1,346	1,342
			輸送用機械	426	426
			金属製品	1,238	1,238
			その他製造業	5,120	5,120
			サービス業	1,744	1,737
			卸売業	2,765	2,639
			その他	1,294	1,285
			(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)		
			○令和２年度オープンイノベーション型適用金額（単位：百万円）		
			業種名	適用金額	(うち資本金１億円以下の法人)
			総計	10,768	449
			製造業	9,314	283
			化学工業	5,969	189
			機械製造業	388	13
			電気機械	580	13
			食料品	179	17
			輸送用機械	582	1
			金属製品	18	11

			その他製造業	1,597	40																																				
			サービス業	296	71																																				
			卸売業	367	51																																				
			その他	791	44																																				
			(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)																																						
			※なお、総務省「科学技術研究調査」令和3年調査結果（令和2年度実績）によれば、民間研究開発投資額（13.8兆円）のうち、製造業の割合は89.9%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業（28.0%）」、「医薬品製造業（9.5%）」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業（8.3%）」、「情報通信機械器具製造業（8.3%）」となっているほか、非製造業の割合は10.1%となっている。																																						
③	減収額	適用額に同じ。																																							
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 我が国の政府研究開発投資は増加したものの、民間投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少している。 研究主体別研究費の推移（億円） <table><tr><td></td><td>2016年度</td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td>2020年度</td><td>前年比(%)</td></tr><tr><td>総額</td><td>184,326</td><td>190,504</td><td>195,260</td><td>195,757</td><td>192,365</td><td>-1.7</td></tr><tr><td>企業</td><td>133,183</td><td>137,989</td><td>142,316</td><td>142,121</td><td>138,608</td><td>-2.4</td></tr><tr><td>非営利団体・公共機関</td><td>151,102</td><td>16,097</td><td>16,160</td><td>16,435</td><td>16,997</td><td>3.4</td></tr><tr><td>大学等</td><td>36,042</td><td>36,418</td><td>36,784</td><td>37,202</td><td>36,760</td><td>-1.1</td></tr></table> (出典：科学技術研究調査（総務省）) そのため、「官民合わせて研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。						2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)	総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7	企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4	非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4	大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)																																			
総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7																																			
企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4																																			
非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4																																			
大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1																																			
⑤	税収減を是認する理由等	研究論文（Kasahara et al. (2014)）によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー（池内(2022)）によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。 以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。																																							

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和3年度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。 しかしながら、2021年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする」ことが目標として示されており、これを達成するためには、今まで以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研究開発投資を後押ししていく。 大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつながり、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用することで、成長のスピードを加速化することができ、その成長過程で多額の研究開発投資を行うことができる。 そのため、大企業のスタートアップとの委託・共同研究を支援するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直すことは、我が国の研究開発投資を増やすことに効果的であり、政府目標の達成を目指す上で妥当であると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	一般に、研究開発投資を促す政策的な手段としては、税制に加えて、規制緩和、補助金等の予算事業による支援が考えられるため、これらの政策ツールとの税制の役割の違いについて述べる。 規制緩和については、規制を理由に現在生まれていない市場を生み出す、または、これまで制限されていた市場を拡大するという効果が期待されるものである。しかし、これらの効果は、主に規制の強い産業領域において有効であり、規制緩和が行われた領域の周辺で影響を及ぼす。そのため、あらゆる分野のイノベーションが期待できる訳ではない。 予算事業については、量子、AI、医療、バイオ等の重点分野に対し、国からの資金を呼び水に集中的に民間投資を促すことができるという意味で効果的である。しかし、イノベーションがどのような領域の組み合わせによって生まれるかを事前に予測することは困難であること、研究開発は長期間継続して行うことによって、はじめて成果が生まれるケースも多々あることから、民間企業の自由な発想にもとづく、研究開発を支援することも必要。その意味で、研究開発税制は、研究開発テーマについて、特定のものに限定しておらず、市場原理、民間の創意工夫に基づいて、研究開発投資額を増やした領域に対してのインセンティブが生まれる仕組みとなっている。

			実際、OECD ペーパー（Appelt, S. et al. (2016)）においても、研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とでは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場原理に基づく措置であるとされており、上記の考え方とも一致する。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 2 年 9 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 32) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 31)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)(国税 32)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 新型コロナウイルス感染症の影響等により、不可逆的なビジネスモデル・産業構造の変化がもたらされ、国内外の経済・社会において「新たな日常」への対応が求められることを踏まえ、デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を促進するため、産業競争力強化法の事業適応計画に基づく、クラウド技術を活用したハード・ソフトのデジタル関連投資に、最大 5%の税額控除等を講ずる。 《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。(令和6年度末まで) より一層効果的なDXにつながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直しを図る。 《関係条項》 租税特別措置法第十条の五の六 租税特別措置法第四十二条の十二の七 地方税二十三条四の二、同法二百九十二条四の二、同法附則八条 17 項、18 項
5	担当部局		経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 4 年 8 月 分析対象期間: 令和 3 年 4 月～令和 7 年 3 月
7	創設年度及び改正経緯		令和 3 度 DX 投資促進税制を創設
8	適用又は延長期間		令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国企業が「新たな日常」に適応していくために行う、従前とは異なる事業領域への進出等の取組を支援し、我が国の産業競争力の強化を図る。

			《政策目的の根拠》 (1) 政策目的 我が国企業が「新たな日常」に適応していくために行う、従前とは異なる事業領域への進出等の取組を支援し、我が国の産業競争力の強化を図る。 (2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症により人の生活や経済の在り方がリアル（接触・対面）からバーチャル（非接触・遠隔）へと転換する中、コロナ以前からあった“ビジネスのデジタル化”の流れは加速化することは不可避。また、海外目を向けると、既に DX を実施していた企業を中心に、コロナ禍においても売上を増加させているなど、不確実性の高い時代においても生き抜ける構造に転換してきている。日本企業においてもこうした、With/Post コロナにおける事業環境に適応し、事業の回復、新たな需要の取り込みを図るためには、DX を推し進めることが必須。しかし、企業の業態変革を伴う先進的なデジタル投資は、短期主義的観点から十分になされない可能性や、企業の変革を伴わない小手先・表面だけのデジタル化になる可能性など、当該投資が生み出す将来収益の不確実性が高く、更にコロナにより事業・財務が毀損し、新規投資を躊躇している状況。 先進的な取組を行う意欲ある企業を後押するため、産業競争力強化法の支援措置に加え、税制上のインセンティブを付与することで、企業変革を伴うデジタル投資のリスクを低減することが重要であり、事業適応に必要なデジタル投資を支援するため、クラウドサービス等の利用に係る費用も対象にした税制措置を令和 2 年度税制改正で創設したところ。 本税制の支援の結果、コロナ禍における事業環境の変化に対応するため、通常の企業変革に比べても難易度の高い DX に取り組む企業の大胆な投資を、DX 税制を通して後押しし、好事例を創出。全体的にも、企業による IT 投資は回復の傾向に向かい、小手先の IT 活用ではなくデジタルを活用して企業変革に取り組む企業が徐々に増えつつある。 一方、依然として、企業においては、「ランザビジネス（現行ビジネスの維持・運営）」の予算が多く（2021 年度:76.4%）を占め、「バリューアップ（ビジネスの新しい施策展開）」の予算に移行できていない。また、現行制度では投資意思決定日から事業供用日（期限）が約 2 年程度であることから、大規模なシステム投資実態と適用期間が合わないことが課題の 1 つとして挙げられる。世界との差は依然大きく、「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、引き続き DX 税制により大胆な投資を促していくことが重要。 加えて、「モノからコトへ」にも象徴されるように、DX、GX といった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっており、デジタル投資と併せてこれを活用した企業変革を推進する人材の確保・育成についても企業自ら迅速かつ計画的に進めていくことが必要。 以上のことから、引き続き日本企業への DX 推進を促すため、本税制の期限を令和 6 年 3 月 31 日まで延長するとともに、より一層効果的な DX につながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直し
--	--	--	---

		を図る。
②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～ (令和4年6月7日閣議決定) 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。(後略) 2. 社会課題の解決に向けた取組 (3)多極化・地域活性化の推進(デジタル田園都市国家構想)「デジタル田園都市国家構想基本方針」に基づき、(1)デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、(2)ハード・ソフトのデジタル基盤整備、(3)デジタル人材の育成・確保、(4)誰一人取り残されないための取組、の4つを柱として取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指す。 (人的資本投資) 成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの3年間に、一般の方から募集したアイデアを踏まえた、4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強力に支援する。(中略) ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) Ⅱ. 新しい資本主義を実現する上での考え方 2. 我が国企業における研究開発投資や設備投資は諸外国に大きく遅れをとっている。我が国においても、新たな官民連携により、イノベーションを大胆に推進し、我が国の経済・社会システムをバージョンアップしていくことが不可欠であり、コストカットによる競争から付加価値の創造へ大胆に変革していく。また、アイデアが実用化されるスピードが速く、新たな技術が高速でアップデートされ続けるDX・GX時代には、競争力の源泉は、従来型の機械設備等のモノではなく、モノよりコト、有形資

			産より無形資産が重要になっている。(後略) 4. 産業のデジタル化 (3) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション DX の推進原則(デジタルガバナンス・コード)に適合した企業を認定する DX 認定制度や、優れた DX の取組を行う上場企業を選定する DX 銘柄の取組を通じて市場の評価を通じた DX の推進を進めるとともに、DX 認定を受けた企業が認定計画に基づいて行うデジタル関連投資に対する税制措置である DX 投資促進税制を通じて、企業の DX 推進を後押しし、更なる産業全体のデジタルトランスフォーメーションを促す。
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国事業者によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現による高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性の実現を図る。 具体的には、5 年間の計画期を経て措置を適用した事業者において、事業適応計画終了年度における ROA が 2014-2018 年平均から 1.5% 向上すること、同計画の終了年度における売上高伸び率が過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイントとなること
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 DX の実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資 (ソフト・ハード)の負担を軽減する税制措置を講ずること、DX 実現に係るリスクを軽減し、投資判断の加速化を図る。
10	有効性等	① 適用数	令和 3 年度(見込み) 20 計画 令和 4 年度(見込み) 34 計画 令和 5 年度(見込み) 34 計画 令和 6 年度(見込み) 34 計画 ※令和 3 年度の見込みについては、計画認定ベースの数値を記載している ※令和 4 年度の見込みについては、令和 3 年度の実績をもとに、制度施行が同年 8 月となったことを考慮し、期間を割り戻すことで算出することとし、令和 5、6 年度の見込みについては、令和 4 年度と同様としている。以降の適用額、減収額についても同様の考え方のもとに記載している
		② 適用額	令和 3 年度(見込み) 1632 億円 令和 4 年度(見込み) 2448 億円 令和 5 年度(見込み) 2448 億円 令和 6 年度(見込み) 2448 億円
		② 減収額	令和 3 年度(見込み) 79 億円 令和 4 年度(見込み) 118 億円 令和 5 年度(見込み) 118 億円 令和 6 年度(見込み) 118 億円

		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 事業適応計画認定数は 29 件（令和 4 年 8 月 9 日時点）、うち 13 の事業者から各社の適応計画の実施状況報告（令和 4 年 8 月 9 日時点）を受けており、大規模な投資計画の策定・実施を含めて DX の取組が進められている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制は、産業競争力強化法に基づく事業適応計画と紐付いた税制措置であり、その計画の目的として、上記達成目標に準じたものを事業者毎に設定する制度措置が講じられる予定であるため、この計画を実施していくことで直接的に高い生産性及び十分な需要を確保することが期待される。
		⑤: 税収減を是認する理由等	新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、我が国事業者によるデジタルシフトの遅れが鮮明化する中で、ポスト・ウィズコロナ時代においても我が国の産業競争力を維持・強化する観点からは、我が国事業者の DX を推し進めることが 1 つの重要な鍵となる。 本税制では、まさしく我が国事業者の DX 投資を促進し、ポスト・ウィズコロナ時代に適合したビジネスモデルへの変革を支援するものであることから、政策的必要性が認められるものである。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	DX については、大企業や中小企業といった事業規模の違いによらず、あらゆる事業者がその必要性に直面している課題であり、また、その実施のタイミングもそれぞれであることから、例えば予算事業のように単年度で支援を講ずるのではなく、公平性の観点から、税制措置を講ずることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	我が国事業者の DX を促進する政策体系として、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）第 3 章に基づく認定制度、いわゆる DX 認定制度が存在するが、本税制では、DX 認定を取得していることを要件化する予定であることから、他の制度とも連携したものである。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制により、中小企業等をはじめとした企業の DX 投資を促し、企業間でのデータ連携・共有を進めていくことは、地方での先進的な事業展開をも生み出し、地方における雇用創出や地方企業の競争力強化に寄与するものである。本措置は、こうした地域経済の発展にもつながることから、法人税率に併せて法人住民税等についても同様の効果を適用することが相当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年1月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の見直し及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 33) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 33)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金 3,000 万円超1億円以下の法人は 7%)が選択適用できる。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 4 年 8 月 分析対象期間: 令和元年度～令和 6 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成 31 年 3 月末まで) 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 (適用期間は令和 3 年 3 月末まで) 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和 5 年 3 月末まで)
8	適用又は延長期間		令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等

		への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。
		《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業者等に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展 ○中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) (目的) 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2022(令和 4 年 6 月 7 日) 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (1)人への投資と分配 (賃上げ・最低賃金) 今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。 また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000 円以上となることを目指し、引上げに取り組む。 (3)多極化・地域活性化の推進 (中堅・中小企業の活力向上) 地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向

			上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。 本税制措置の延長後の期限である令和6年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
10	有効性等	① 適用数	○実績 即時償却 令和元年度:17,325件 令和2年度:15,742件 令和3年度:15,742件 税額控除 令和元年度:8,834件 令和2年度:7,337件 令和3年度:7,337件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 即時償却 令和4年度:15,742件 令和5年度:15,742件 令和6年度:15,742件 税額控除 令和4年度:7,337件 令和5年度:7,337件 令和6年度:7,337件 ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和元年度から令和3年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.0%。今後、令和2年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 ※令和5年度以降の見直し内容については、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。
		② 適用額	○実績 即時償却 令和元年度:5,685億円

		令和 2 年度:4,742 億円 令和 3 年度:4,742 億円 税額控除 令和元年度:139 億円 令和 2 年度:96 億円 令和 3 年度:96 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 3 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 即時償却 令和 4 年度:4,742 億円 令和 5 年度:4,742 億円 令和 6 年度:4,742 億円 税額控除 令和 4 年度:96 億円 令和 5 年度:96 億円 令和 6 年度:96 億円 ※上記①適用数と同様に、今後、令和 2 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。
	③ 減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和元年度:836 億円 令和 2 年度:672 億円 令和 3 年度:672 億円 税額控除 令和元年度:139 億円 令和 2 年度:96 億円 令和 3 年度:96 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和 3 年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ●法人住民税 特別償却 令和元年度:108 億円 令和 2 年度:47 億円 令和 3 年度:47 億円 税額控除 令和元年度:18 億円

			令和 2 年度:7 億円 令和 3 年度:7 億円 ※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は 12.9%、令和 2 年度以降は 7%をかけて算出。 ●法人事業税 特別償却 令和元年度:546 億円 令和 2 年度:453 億円 令和 3 年度:453 億円 ※特別償却による所得減少見込額に法人事業税率(6.7%)をかけて算出。 ○見込み ●法人税 令和 4 年度:96 億円 令和 5 年度:96 億円 令和 6 年度:96 億円 ※上記①適用数と同様に、今後、令和 2 年度と同様の実績を見込んで、平均伸び率を掛けた。 ●法人住民税 特別償却 令和 4 年度:47 億円 令和 5 年度:47 億円 令和 6 年度:47 億円 税額控除 令和 4 年度:7 億円 令和 5 年度:7 億円 令和 6 年度:7 億円 ※実績と同様に算出。 ●法人事業税 特別償却 令和 4 年度:453 億円 令和 5 年度:453 億円 令和 6 年度:453 億円 ※実績と同様に算出
--	--	--	--

		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資が令和2年度に大きく減少。令和3年度もほぼ横ばいであり、今後も、円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、先行きが不透明な状況であり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。																																																			
			(兆円) 設備投資額の推移（年間） <table><thead><tr><th>年</th><th>大企業</th><th>中小企業</th></tr></thead><tbody><tr><td>2006</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr><tr><td>07</td><td>39.0</td><td>14.3</td></tr><tr><td>08</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr><tr><td>09</td><td>30.0</td><td>9.1</td></tr><tr><td>10</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr><tr><td>11</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr><tr><td>12</td><td>25.0</td><td>9.2</td></tr><tr><td>13</td><td>25.0</td><td>9.0</td></tr><tr><td>14</td><td>26.0</td><td>9.8</td></tr><tr><td>15</td><td>28.0</td><td>10.7</td></tr><tr><td>16</td><td>29.0</td><td>11.3</td></tr><tr><td>17</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr><tr><td>18</td><td>32.0</td><td>11.2</td></tr><tr><td>19</td><td>34.0</td><td>11.4</td></tr><tr><td>20</td><td>33.0</td><td>10.7</td></tr><tr><td>21</td><td>31.0</td><td>10.8</td></tr></tbody></table> (年) 資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。	年	大企業	中小企業	2006	37.0	12.9	07	39.0	14.3	08	37.0	12.9	09	30.0	9.1	10	25.0	9.6	11	25.0	9.4	12	25.0	9.2	13	25.0	9.0	14	26.0	9.8	15	28.0	10.7	16	29.0	11.3	17	30.0	11.4	18	32.0	11.2	19	34.0	11.4	20	33.0	10.7	21	31.0	10.8
年	大企業	中小企業																																																				
2006	37.0	12.9																																																				
07	39.0	14.3																																																				
08	37.0	12.9																																																				
09	30.0	9.1																																																				
10	25.0	9.6																																																				
11	25.0	9.4																																																				
12	25.0	9.2																																																				
13	25.0	9.0																																																				
14	26.0	9.8																																																				
15	28.0	10.7																																																				
16	29.0	11.3																																																				
17	30.0	11.4																																																				
18	32.0	11.2																																																				
19	34.0	11.4																																																				
20	33.0	10.7																																																				
21	31.0	10.8																																																				
			《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。																																																			
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。																																																			
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。																																																			

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等 が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。 なお、いずれの措置においても、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ)できることとされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 2 年 9 月(R2 経産 09)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義、所得税：外）（国税 34） （法人住民税：義（自動連動）、法人事業税：義（自動連動）（地方税 33）
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の 30% の特別償却又は 7% の税額控除が選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8 法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 4 年 8 月 分析対象期間：令和元年度～令和 6 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 10 年度 「総合経済対策」(平成 10 年 4 月)に伴う措置として創設 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量 8 トン以上→3.5 トン以上） 平成 12 年度 1 年間の延長（平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長） 平成 13 年度 10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 14 年度 2 年間の延長（平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成 16 年度 2 年間の延長（平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成 18 年度 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）

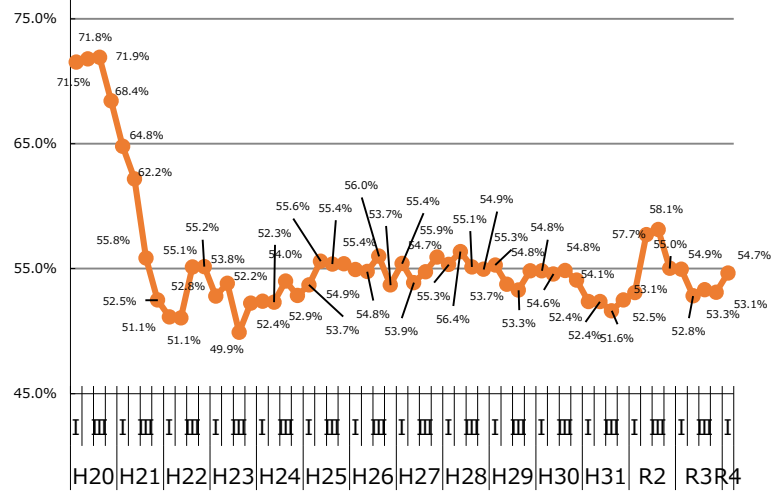
			平成 26 年度 3 年間の延長(平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充) 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長(平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長) 令和元年度 2 年間の延長 (令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長) 令和 3 年度 2 年間の延長(令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。
8	適用又は延長期間		令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 ○経済財政運営と改革の基本方針 2022(令和 4 年 6 月 7 日) 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (1) 人への投資と分配 (賃上げ・最低賃金) 今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。 また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1000 円以上となることを目指し、引上げに取り組む。
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。 本税制措置の延長後の期限である令和 6 年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。 具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏ま

			え、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が ±5 ポイント程度の水準を維持する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
10	有効性等	①: 適用数	○実績 特別償却 令和元年度:25,591 件 令和 2 年度:22,894 件 令和 3 年度:22,894 件 税額控除 令和元年度:28,339 件 令和 2 年度:26,166 件 令和 3 年度:26,166 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 3 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 4 年度:22,894 件 令和 5 年度:22,894 件 令和 6 年度:22,894 件 税額控除 令和 4 年度:26,166 件 令和 5 年度:26,166 件 令和 6 年度:26,166 件 ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和元年度から令和 3 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.0%。今後、令和 2 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 <平均伸び率の算出(端数は四捨五入)> 令和元年 17.5% 令和 2 年 18.1%(前年比 0.7%ポイント) 令和 3 年 17.5%(前年比 -0.6%ポイント)

			令和 4 年 16.2% (前年比 -0.1%ポイント) 平均 -0.0%ポイント
		②: 適用額	○実績 特別償却 令和元年度:2,338 億円 令和 2 年度:1,999 億円 令和 3 年度:1,999 億円 税額控除 令和元年度:183 億円 令和 2 年度:163 億円 令和 3 年度:163 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 3 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 4 年度:1,999 億円 令和 5 年度:1,999 億円 令和 6 年度:1,999 億円 税額控除 令和 4 年度:163 億円 令和 5 年度:163 億円 令和 6 年度:163 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 2 年度と同程度の実績を見込んで算出。
		③: 減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和元年度:367 億円 令和 2 年度:300 億円 令和 3 年度:300 億円 税額控除 令和元年度:139 億円 令和 2 年度:162 億円 令和 3 年度:162 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和 3 年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ●法人住民税

		特別償却 令和元年度:47 億円 令和 2 年度:21 億円 令和 3 年度:21 億円 税額控除 令和元年度:24 億円 令和 2 年度:11 億円 令和 3 年度:11 億円 ※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は 12.9%、令和 2 年度以降は 7%をかけて算出。 ●法人事業税 特別償却 令和元年度:67 億円 令和 2 年度:58 億円 令和 3 年度:58 億円 ※特別償却による所得減少見込額に法人事業税率(6.7%)をかけて算出。 ○見込み ●法人税 令和 4 年度:163 億円 令和 5 年度:163 億円 令和 6 年度:163 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 2 年度と同程度の実績を見込んで算出。 ●法人住民税 特別償却 令和 4 年度:21 億円 令和 5 年度:21 億円 令和 6 年度:21 億円 税額控除 令和 4 年度:11 億円 令和 5 年度:11 億円 令和 6 年度:11 億円 ※実績と同様に算出
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の 2 年前と比較すると、最近は、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。

設備投資対キャッシュフロー率の推移



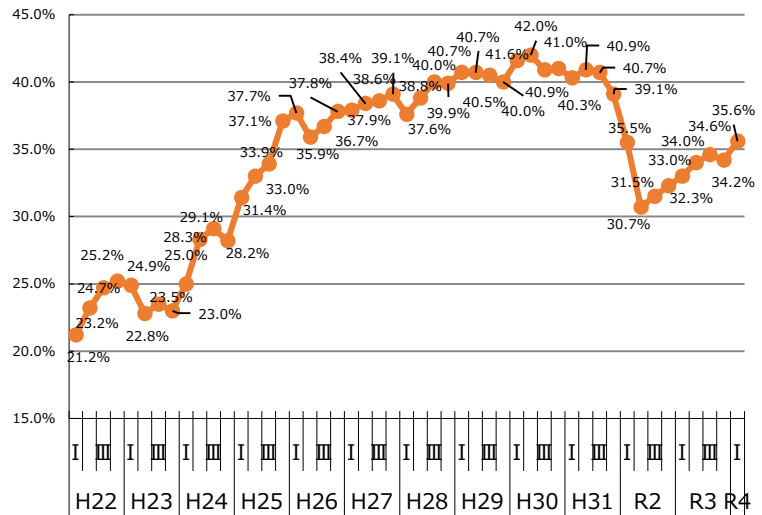
資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(年次)

(注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

(%)

設備投資実施割合の推移



資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」

(年次)

			(DI,ポイント) 生産・営業用設備DIの推移 資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 (注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。(年次) (注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
		⑤: 税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月（R2 経産10）

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（エンジェル税制）の拡充
2	対象税目	①：政策評価の対象税目	所得税：外（国税 35）
		②：上記以外の税目	個人住民税：外（地方税 28）
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】

内容	《現行制度の概要》 租税特例措置法第 37 条の 13、第 41 条の 19 に基づき、一定の要件を満たした中小企業者である株式会社に対して個人が出資した場合に、所得控除（以下「優遇措置 A」という）またはその年の他の株式譲渡益からの控除（以下「優遇措置 B」という）のいずれかが選択可能な制度 (1) 控除額： ①所得控除：取得に要した金額(8 百万円が限度)と総所得金額等の 40%に相当する金額のいずれか少ない金額から 2 千円を控除した額 ②株式譲渡益から控除：上限なし (2) 適用期限：恒久措置 (3) 適用対象：適用期限までに発行される株式を金銭の払込みにより取得した一定の個人 (4) 企業要件： ①優遇措置 A i 創業（設立）5 年未満の中小企業者であること ii 以下の設立年数ごとの要件を満たしていること (i) 1 年未満かつ最初の事業年度を未経過 研究者あるいは新事業活動従業者が 2 人以上かつ常勤の役員・従業員の 10% (ii) 1 年未満かつ最初の事業年度を経過 研究者あるいは新事業活動従事者が 2 人以上かつ常勤の役員・従業員の 10%以上で、前期までの営業キャッシュフローが赤字 (iii) 1 年以上 2 年未満 以下のいずれかを満たすこと ・試験研究費等が収入金額の 5%超で直前期までの営業キャッシュフローが赤字 ・新事業活動従事者が 2 人以上かつ常勤の役員・従業員の 10%以上で、直前期までの営業キャッシュフローが赤字 (iv) 2 年以上 3 年未満 以下のいずれかを満たすこと ・試験研究費等が収入金額の 5%超で直前期までの営業キャッシュフローが赤字 ・売上高成長率が 25%超で営業キャッシュフローが赤字 (v) 3 年以上 5 年未満 試験研究費等が収入金額の 5%超で直前期までの営業キャッシュフローが赤字 ②優遇措置 B 創業（設立）10 年未満の中小企業者であること
-----------	---

		(所得控除と同様に設立年数ごとの要件あり) ③①、②共通の要件 - i 外部からの投資を 1/6 以上取り入れていること - ii 大規模法人及び当該大規模法人と特殊な関係にある法人の所有に属さないこと - iii 未登録・未上場の株式会社で風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと (5) 個人投資家要件： ①金銭の払い込みにより対象となる企業の株式を取得していること。 ②対象企業が同族会社である場合には、所有割合が大きいものから第 3 位までの株主の所有割合を順に加算し、その割合がはじめて 50%超になる時における株主に属していないこと。 (6) その他： 経済産業大臣より認定された投資事業有限責任組合契約に従って取得した株式や少額電子募集取扱業者の募集の取扱いにより取得した株式については、優遇措置 A または優遇措置 B を適用する企業の企業要件緩和と当該認定組合が企業要件を確認し要件合致を証する確認書発行が可能とされている。
		《要望の内容》 令和 2 年度税制改正にてエンジェル税制を見直し、株式投資型クラウドファンディングにより株式を取得した場合も対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られたが、本税制の更なる利用を促す観点から、申請手続について所要の見直しを行う。
5	担当部局	《関係条項》 所得税：租税特別措置法第 37 条の 13、 租税特例措置法第 41 条の 19、 租税特別措置法施行規則第 18 条の 15、 租税特別措置法施行規則第 19 条の 11
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 4 年 8 月 分析対象期間: 平成 31 年度～令和 4 年度

7	創設年度及び改正経緯		平成 9 年度 創設 平成 12 年度 拡充（売却益圧縮の特例、対象要件の拡充） 平成 14 年度 拡充（投資事業有限責任組合経由の投資を適用） 平成 15 年度 拡充（取得費控除制度の創設、対象要件の拡充） 平成 16 年度 拡充（経済産業大臣認定制度導入（認定対象：投資事業有限責任組合のみ）、売却益圧縮特例の拡充） 平成 17 年度 延長（売却益圧縮特例の延長） 平成 19 年度 延長、拡充（売却益圧縮特例の延長、対象要件及び手続の拡充） 平成 20 年度 拡充（所得控除制度創設、売却益圧縮の特例廃止） 令和 2 年度 拡充（対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充（少額電子募集取扱業者の追加）、申請書類の一部削減）
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国のスタートアップエコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。特に、資金については、事業化前段階（プレシード・シード期）のスタートアップ企業への投資は限定的であるという課題があり、新たな技術の実用化・商用化という観点から、プレシード・シード期のスタートアップ企業への投資を増やす必要がある。プレシード・シード期のスタートアップ企業は個人投資家（エンジェル投資家）からの出資を一般的な資金調達手段としていることから、スタートアップ企業へ出資をする個人投資家に対し税制優遇措置を適用することで、スタートアップ企業への投資を促進させ、資金需要旺盛なスタートアップ企業の成長を支援する。 《政策目的の根拠》 ○『成長戦略フォローアップ』（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定） 《KPI》開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す ○中小企業等経営強化法 （目的） 第一条 中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、新たに設立された企業の事業活動（中略）の支援を行うことにより、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 （診断及び指導） 第六条 経済産業大臣は、新規中小企業者である会社であってその事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するもの（次条において「特定新規中小企業者」とい

			う。)に対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・開業率を米国・英国レベル（10%台）になることを目指す。 『成長戦略フォローアップ』（令和3年6月18日閣議決定） 《KPI》開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国の開業率引上げおよび創業間もないスタートアップ企業の成長を図る。

10有効性等

①適用数

1. 対象企業数（単位：社）

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
租 41 の 19	190	205	223	223
租 37 の 13	88	87	99	99
合計	278	292	322	322

令和 4 年度については、令和 2 年度に税制改正が行われていることから、直近の数値である令和 3 年度実績を見込み値として試算

2. 個人投資家延べ人数（単位：人）

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
租 41 の 19	2, 173	4, 065	5, 624	5, 624
租 37 の 13	551	3, 266	6, 305	6, 305
合計	2, 724	7, 331	11, 929	11, 929

令和 4 年度については、令和 2 年度に税制改正が行われていることから、直近の数値である令和 3 年度実績を見込み値として試算

②適用額

投資額（単位：億円）

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
租 41 の 19	41. 55	51. 54	82. 90	82. 90
租 37 の 13	36. 91	38. 02	43. 46	43. 46
合計	78. 46	89. 56	126. 36	126. 36

令和 4 年度については、令和 2 年度に税制改正が行われていることから、直近の数値である令和 3 年度実績を見込み値として試算

③減収額

減収額試算（単位：百万円）

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
租 41 の 19 ※1	831	1, 030	1, 658	1, 658
租 37 の 13 ※2	553	573	651	651
合計	1, 384	1, 603	2, 309	2, 309

※1 国税庁が発表している国民の平均所得額に基づく所得税率 20%を乗じ試算

※2 株式等の譲渡所得にかかる所得税率 15%を乗じ試算

④効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
開業率（「雇用保険事業年報」（厚生労働省）より）
平成 30 年度 4.4%
平成 31 年度 4.2%
令和 2 年度 5.1%

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
個人とスタートアップ企業との民間同士での資金融通の制度により創業者が安心して創業できる環境が整備され、開業率の改善が見込まれるとともに、資金調達に課題を抱えるスタートアップ企業の成長促進を図ることができる。

		⑤: 税収減を是認する理由等	国の開業率向上および将来的に国内経済へ寄与するスタートアップ企業の成長を促進する政策であるため。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	スタートアップ企業に出資する個人投資家に対し税制優遇措置を適用することでスタートアップ企業への投資の促進をさせるとともに、個人投資家とスタートアップ企業との間の資金循環による開業率の引き上げや資金調達に課題を抱えるスタートアップ企業の成長促進を目的としていることから、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方のスタートアップ企業の利用促進にもつながる改正のため、地域経済の発展に資する政策である。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 36) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 長期保有(10 年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率 80%(一部 75%・70%))を認める。
			《要望の内容》 ・措置の適用期限の3年間延長等を行う。(令和8年3月 31 日まで)
			《関係条項》 租税特別措置法第 37 条第1項第4号、第 37 条の4、第 65 条の7第1項第4号、第 65 条の8、第 65 条の9
5	担当部局		経済産業省・経済産業政策局企業行動課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 平成 30 年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 6年度 創設 平成 7年度 延長 平成 8年度 延長・拡充 平成 9年度 延長・拡充 平成10年度 延長・拡充 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 延長・縮減 平成27年度 延長・縮減 平成29年度 延長 令和2年度 延長
8	適用又は延長期間		3年間(令和5年度～令和7年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、更なる民間投資の呼び水とすることで、企業の生産性向上、国内の産業空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上や地域活性化を実現し、もってコロナ禍からの経済活動の回復を確かなものとするとともに、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長の実現を図る。
			《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日閣議決定)において、「コロナ禍からの回復が依然として脆弱であることに鑑み(略)経済の腰折れを防ぎ、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとしていく」、「コロナ禍で失われた経済活動のダイナミズムを

			取り戻し、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長（略）を実現する」、「これまで長期にわたり低迷してきた民間投資を喚起し、経済を安定成長経路に乗せていく必要がある」とされている。 以上より、本特例はコロナ禍からの回復を確かなものにし、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長の実現に向けて取り組む政府の方針に沿うものである。																		
	②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進																		
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha） ・法人の長期保有土地の取引件数（平成29年度：2.7万件→令和7年度：2.9万件） 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は、事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与えることから、土地をより有効に活用する担い手に移転することを促進することが出来る。																		
10	有効性等	① 適用数	○適用数 <table><tr><td></td><td>平成30</td><td>令和元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>適用件数（件）</td><td>1,016</td><td>996</td><td>900</td><td>971</td><td>971</td><td>971</td><td>971</td><td>971</td></tr></table> (注1) 実績値（平成30年度～令和2年度）は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第208回国会提出）」から引用。 (注2) 令和3年度以降は、平成30～令和2年度の適用件数の平均。 前回要望時の所期の想定では適用数は896件程度と予測していたところ、直近3年間（平成30年～令和2年）の実績値の平均適用数は971件となっており、想定外に僅少・莫大ではない。		平成30	令和元	2	3	4	5	6	7	適用件数（件）	1,016	996	900	971	971	971	971	971
	平成30	令和元	2	3	4	5	6	7													
適用件数（件）	1,016	996	900	971	971	971	971	971													
	②	適用額	○適用額 <table><tr><td></td><td>平成30</td><td>令和元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>損金算入額（億円）</td><td>4,968</td><td>4,689</td><td>3,854</td><td>4,504</td><td>4,504</td><td>4,504</td><td>4,504</td><td>4,504</td></tr></table> (注1) 実績値（平成30年度～令和2年度）は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第208回国会提出）」から引用。 (注2) 令和3年度以降は、平成30～令和2年度の損金算入額の平均。 財務省『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和4年1月国会提出）』によれば、本特例は不動産業や製造業、サービス業など多様な業種の事業者を活用されており、適用に偏りはない。		平成30	令和元	2	3	4	5	6	7	損金算入額（億円）	4,968	4,689	3,854	4,504	4,504	4,504	4,504	4,504
	平成30	令和元	2	3	4	5	6	7													
損金算入額（億円）	4,968	4,689	3,854	4,504	4,504	4,504	4,504	4,504													

③ 減収額	○減収額									
		平成 30	令和 元	2	3	4	5	6	7	
	法人税 (億円)	957	898	718	858	858	858	858	858	
	法人住民税 (億円)	149	140	72	121	121	121	121	121	
	法人事業税 (億円)	318	293	255	289	289	289	289	289	
	(注1) 推計方法は、別紙積算根拠1(国税)・2(地方税)参照。									
	(注2) 鉄道事業における買換分も含む。									
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》								
			平成 30	令和 元	2	3				
		法人の長期保有土地の取引 件数(万件)	2.7	2.7	2.7	2.8				
(参考)土地取引件数(万件)		131	131	127	135					
低未利用地面積(万 ha)		18.9								
(参考)低未利用地のうち法 人所有土地の面積(万 ha)		5.3								
(注1) 土地取引件数の実績値(平成30年～令和3年)は、法務省「登記統計」における「土地の売買による所有権の移転件数」。										
(注2) 低未利用地面積は、国土交通省「土地基本調査」より平成 30 年の実績値。										
○所期の目標の達成状況										
・法人の長期保有土地の取引件数										
法人の長期保有土地の取引件数は、令和2年については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、件数が減少しているものの、平成 30 年から令和3年まで順調に増加しており(平成 30 年 2.69 万件→令和元年 2.71 万件→令和2年 2.69 万件→令和3年 2.83 万件)、直近の件数の推移から、前回評価時に目標とした 2.8 万件に到達するものと見込まれる。										
・低未利用地面積										
本指標は5年に1度行われる調査により数値が明らかになるものであり、最新の値は平成 30 年度の実績値(18.9 万 ha)である。平成 30 年度の実績値は平成 15 年(初期値)・平成 25 年度の実績値に比べて増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の面積については、本特例措置をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3 万 ha(平成 15 年)→5.7 万 ha(平成 25 年)→5.3 万 ha(平成 30 年)と減少している。										
《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》										

			本特例により、企業が長期間保有する土地等を処分して新たな事業用資産を取得するインセンティブが生まれることで、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用等が促進され、達成目標の実現に寄与する。 令和4年度に国土交通省・経済産業省が行ったアンケートにより把握した令和元年～3年度の適用実績に基づき、本特例による直接的な効果については以下のとおり推計。 ・有効利用された土地の面積 国土交通省「土地保有・動態調査(令和元年・2年取引分)」によると、令和元年・2年の法人間の土地取引件数平均は 100,341 件、取引面積は 326,112,689 m²であり、1 件あたり 3,250 m²となる。 上記のアンケート結果より推計した、本特例が適用される1年当たりの土地取引件数は 4,663 件(後述)であることから、前回延長時からの3カ年において、3,250 m²/件 × 13,989 件 = 4,546ha の土地が本特例の土地取引により、より有効に利用されたことになり、本特例措置が潜在的な低未利用地の解消に直接的に寄与したと考えられる。 ・土地取引件数 上記のアンケート回答した法人のうち、令和元年～2年度に特例を適用した法人は 49 法人。うち、土地の譲渡を行った法人数は 48 法人、譲渡件数は 184 件。また土地の取得を行った法人数は 30 法人、取得件数は 57 件。 アンケートで把握した件数を「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 208 回国会報告)」により把握された令和元年度・2年度の平均適用法人数 948 法人に相当するように換算すると、 ・土地の譲渡を行った法人は 929 法人、土地の譲渡件数は 3,560 件 ・土地の取得を行った法人は 580 法人、土地の取得件数は 1,103 件 となり、合計で1年当たり 4,663 件の土地取引が、本特例措置に直接的に寄与したと考えられる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置は土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用したさらなる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進等の本特例の目的を達成するために効果的である。 本特例により、企業に土地等の譲渡益を活用することによって事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与え、土地をより有効に活用する担い手に移転することを促進することで、企業の生産性向上や産業の空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上が図られているところであり、その効果は、これまでの税収減(平成 30 年度:957 億円、令和元年度:898 億円、令和2年度:718 億円)および今後の見込み(716 億円)に比して大きい。ため、税収減を是認することができる。 なお、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じない。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用を促進

			し、事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業者の所有する遊休不動産をはじめとした事業用資産の買換えについては、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっている実情から、他の手段で代替することが困難なものであり、税負担軽減措置を通して直接的にインセンティブを与えていくことが適当である。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地方における新たな設備投資を促進することで、コロナの影響を受けた地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月(R1 国交 09)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		2025 年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(事業所税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税:外)(地方税7)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 令和4年度税制改正においては、令和7年(2025 年)に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会に課せられる地方税につき、税制上の所要の措置を講じられたところ、令和5年度税制改正要望については、大阪・関西万博の参加する内国企業等に課せられる税目につき、税制上の所要の措置を講ずる。 《関係条項》 —
5	担当部局		経済産業省 商務・サービスグループ 博覧会推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和5年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		令和5年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過去の国内で開催された国際博覧会では、参加する内国企業等に対し、税制面の措置が講じられることが通例であるところ、大阪・関西万博についても、参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じ、内国企業等の積極的な参加を促していくことで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。 《政策目的の根拠》 令和 2 年 12 月に閣議決定された大阪・関西万博の「基本方針」においても、大阪・関西万博を契機に、日本が「課題解決先進国」として、人間一人一人がそれぞれの可能性を最大限発揮できる持続可能な社会を、国際社会と共に創ることを推し進めることを示しており、大阪・関西万博の開催は、我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なプロジェクトである。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 内国企業等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	我が国における国際博覧会の開催は、我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なプロジェクトであり、大阪・関西万博の円滑な開催につながる措置を講ずることが必要不可欠であるため。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性	大阪・関西万博は、令和7年(2025年)4月13日から10月13日までの6か月間開催され、多くの内国企業等の参加も想定されている。 過去に国内外で開催された国際博覧会においては、開催国において

		等	同様の非課税措置が講じられることが通例になっていることも踏まえ、また、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を支援するために、参加する内国企業等について、万博に供する事業所・固定資産を非課税とする必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	税制改正要望以外にも、大阪・関西万博の成功裡の開催に向けて、「2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」が2020年12月に閣議決定され、当該方針に基づき各種の取組が行われている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	内国企業等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講ずることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税10)
② 上記以外の税目			
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金に相当する額を控除する。
《要望の内容》 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金に相当する額を控除する。			
《関係条項》 地方税法 附則第9条第8項、附則第9条第18項 地方税法施行令 附則第6条の2第2項、附則第6条の2第6項			
5	担当部局		経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和元年4月1日～令和8年3月31日
7	創設年度及び改正経緯		平成12年度 創設 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 2年間の延長 平成19年度 2年間の延長 平成21年度 2年間の延長 平成23年度 3年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 令和2年度 3年間の延長
8	適用又は延長期間		延長期間: 3年(令和5年4月1日～令和8年3月31日) (「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進

			し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。														
			《政策目的の根拠》 電力システムに関する改革方針（平成 25 年 4 月閣議決定）において、電力市場における競争の促進、電力会社、料金メニュー等を選びたいという消費者ニーズに対して多様な選択肢の提供や、他業種・他地域からの参入をはじめ事業者の事業機会の拡大ができる制度へ転換する等の方針が示され、当該方針に基づき、平成 28 年度 4 月 1 日より、小売電気事業の全面自由化と、それに伴い、地域独占・規制料金が担保された一般電気事業概念の廃止（事業類型の見直し）が実施された。														
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保														
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。														
10	有効性等	① 適用数	適用事業者数 <table><tr><td>令和元年度</td><td>584</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>654</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>711</td></tr><tr><td>令和4年度（見込）</td><td>711</td></tr><tr><td>令和5年度（見込）</td><td>711</td></tr><tr><td>令和6年度（見込）</td><td>711</td></tr><tr><td>令和7年度（見込）</td><td>711</td></tr></table> ※令和元年度以降の適用事業者数は、各年度末の小売電気事業者数から旧一般電気事業者（分社化を実施した東京電力を除く9社）（平成 30 年度以降は中部電力も除き8社）を除く数を記載 ※配電事業者については、令和4年 8 月時点で 0 社であること、将来にわたり新規に参入・撤退する配電事業者を推定することは困難であることから適用事業者数には含めていない。 ※令和4年度以降について、小売電気事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和3年度と同様の数値としている。	令和元年度	584	令和2年度	654	令和3年度	711	令和4年度（見込）	711	令和5年度（見込）	711	令和6年度（見込）	711	令和7年度（見込）	711
令和元年度	584																
令和2年度	654																
令和3年度	711																
令和4年度（見込）	711																
令和5年度（見込）	711																
令和6年度（見込）	711																
令和7年度（見込）	711																

	② 適用額	適用額(百万円) <table><tr><td>令和元年度</td><td>1,497,683</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>1,421,736</td></tr><tr><td>令和3年度(見込)</td><td>2,093,845</td></tr><tr><td>令和4年度(見込)</td><td>2,093,845</td></tr><tr><td>令和5年度(見込)</td><td>2,093,845</td></tr><tr><td>令和6年度(見込)</td><td>2,093,845</td></tr><tr><td>令和7年度(見込)</td><td>2,093,845</td></tr></table> ※令和4年度以降について、小売電気事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和3年度と同様の数値としている。 出典:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」	令和元年度	1,497,683	令和2年度	1,421,736	令和3年度(見込)	2,093,845	令和4年度(見込)	2,093,845	令和5年度(見込)	2,093,845	令和6年度(見込)	2,093,845	令和7年度(見込)	2,093,845																			
	令和元年度	1,497,683																																	
	令和2年度	1,421,736																																	
令和3年度(見込)	2,093,845																																		
令和4年度(見込)	2,093,845																																		
令和5年度(見込)	2,093,845																																		
令和6年度(見込)	2,093,845																																		
令和7年度(見込)	2,093,845																																		
③ 減収額	減収額(百万円) <table><tr><td>令和元年度</td><td>19,303</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>13,045</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>21,985</td></tr><tr><td>令和4年度(見込)</td><td>21,985</td></tr><tr><td>令和5年度(見込)</td><td>21,985</td></tr><tr><td>令和6年度(見込)</td><td>21,985</td></tr><tr><td>令和7年度(見込)</td><td>21,985</td></tr></table> 下記のとおり計算。他方、令和4年度以降については、小売電気事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和3年度と同様の数値としている。 <table><tr><td></td><td>適用額</td><td></td><td></td><td>減収額</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1,497,683</td><td>×</td><td>事業税率</td><td>= 19,303</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>1,421,736</td><td>×</td><td>事業税率</td><td>= 13,045</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>2,093,845</td><td>×</td><td>事業税率</td><td>= 21,985</td></tr></table>	令和元年度	19,303	令和2年度	13,045	令和3年度	21,985	令和4年度(見込)	21,985	令和5年度(見込)	21,985	令和6年度(見込)	21,985	令和7年度(見込)	21,985		適用額			減収額	令和元年度	1,497,683	×	事業税率	= 19,303	令和2年度	1,421,736	×	事業税率	= 13,045	令和3年度	2,093,845	×	事業税率	= 21,985
令和元年度	19,303																																		
令和2年度	13,045																																		
令和3年度	21,985																																		
令和4年度(見込)	21,985																																		
令和5年度(見込)	21,985																																		
令和6年度(見込)	21,985																																		
令和7年度(見込)	21,985																																		
	適用額			減収額																															
令和元年度	1,497,683	×	事業税率	= 19,303																															
令和2年度	1,421,736	×	事業税率	= 13,045																															
令和3年度	2,093,845	×	事業税率	= 21,985																															
④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 課税の公平性が図られることにより、全面自由化された電気市場における、販売電力量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の発展に寄与してきた。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 他の事業との間での課税の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与することが期待される。																																		

		⑤: 税込減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（電気事業）に対する「課税の公平性」を確保するものである。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	電気事業における小売全面自由化が開始され、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置は妥当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月(R1 経産 09)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策 の名称	グリーン化特例の見直し及び延長	
2	対象税目	① 政策評価の 対象税目	(自動車税、軽自動車税:外)(地方税 11)
		② 上記以外の 税目	
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 環境性能に優れた自動車に対して、自動車税・軽自動車税を軽減する。 《要望の内容》 自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、見直し及び適用期限の延長を行う。 見直しに当たっては、半導体等の供給制約の影響で生産・販売が挽回できず、物価高の影響でサプライヤーや販売店も含め自動車産業が厳しい事業環境に置かれ、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めていること、カーボンニュートラル実現に向け自動車分野の GX(グリーン・トランスフォーメーション)を加速させる必要があることを踏まえ、自動車保有時のユーザー負担の軽減等を通じた環境性能に優れた自動車の更なる普及拡大を図る。 《関係条項》 ○自動車税: 地方税法附則第 12 条の 3、第 12 条の 4 ○軽自動車税: 地方税法附則第 30 条	
5	担当部局	経済産業省製造産業局自動車課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 4 年 8 月 分析対象期間: 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	
7	創設年度及び改正経緯	<自動車税のグリーン化特例の経緯> ○平成 13 年度創設 ○平成 15 年度 ・平成 12 年排出ガス基準達成車のうち☆車、☆☆車を軽課対象から除外 ・軽減措置を新規登録から 2 年間から 1 年間に短縮 ○平成 16 年度 ・平成 17 年排出ガス基準値に見直し ○平成 18 年度	

			・燃費基準超過達成値を＋20%及び＋10%に変更 ○平成 20 年度 ・メタノール自動車を除外 ・燃費基準超過達成値を＋25%及び＋15%に変更 ○平成 22 年度 ・プラグインハイブリッド自動車を追加 ・燃費基準＋15%超過達成車を対象から除外 ○平成 24 年度 ・平成 27 年度燃費基準値に見直し ・軽減率を▲25%及び▲50%と段階的に設定 ○平成 26 年度 ・構造要件にクリーンディーゼル自動車を追加 ・構造要件に該当する自動車及び燃費基準＋20%達成車（平成 32 年度燃費基準達成車に限る）は▲75%、燃費基準＋10%達成車は▲50%に変更（燃費基準達成車（＋10%未満）は対象から除外） ○平成 27 年度 ・令和 2 年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、平成 27 年度燃費基準による減税対象車の一部を、引き続き減税 ○平成 28 年度 ・燃費性能の向上に応じて対象を重点化した上で 2 年間延長 ○平成 29 年度 ・対象を重点化した上で、適用期間を 2 年間延長 ○令和元年度 ・適用期間を 2 年間延長 ・令和 3 年度から適用対象を電気自動車等に限定 ○令和 3 年度 ・クリーンディーゼル車を対象から除く ・適用対象を電気自動車に限定していない種別においても、重点化及び基準の切り替えを行った上で、適用期間を 2 年間延長
8	適用又は延長期間		2 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○令和 3 年度与党税制改正大綱において、「自動車業界は CASE に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある」、「税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した

			見直しを早急に行うべきである」、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされている。 ○これを踏まえ、自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図るため、半導体等の供給制約の影響で生産・販売が挽回できず、物価高の影響でサプライヤーや販売店も含め自動車産業が厳しい事業環境に置かれ、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めていることを踏まえ、ユーザー負担の軽減等を図る形で、グリーン化特例の見直し及び延長を行う。 ○自動車産業として、2050 年カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献し、GX に向けた取組を加速化させることが求められる中で、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5～7 割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を含めた割合を 2～3 割）とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。
			《政策目的の根拠》 ○令和 3 年度与党税制改正大綱（令和 2 年 12 月 10 日） 第一 令和 3 年度税制改正の基本的考え方 3. グリーン化社会の実現 （2）車体課税 自動車業界は CASE に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある。 税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきであるが、他方で我が国経済がコロナ禍にあることを踏まえれば、急激な変化は望ましくない。今回の見直しにおいては、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとする。関係省庁及び自動車業界には、この期間内に上記の大変革に対応する準備を早急に整えていくことを望みたい。 今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当

		たつては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。 ○未来投資戦略 2018(平成 30 年 6 月 15 日) 第2 具体的な施策 I [2]1. エネルギー・環境 (1)KPI の主な進捗状況 《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。 (参考)次世代自動車戦略 2010(平成 22 年 4 月 12 日) 2030 年の乗用車車種別普及目標(政府目標) <table><tr><td>次世代自動車</td><td>50～70%</td></tr><tr><td>ハイブリッド自動車</td><td>30～40%</td></tr><tr><td>電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車</td><td>20～30%</td></tr><tr><td>燃料電池自動車</td><td>～3%</td></tr><tr><td>クリーンディーゼル自動車</td><td>5～10%</td></tr></table> ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和 4 年 6 月 7 日) Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 4. GX(グリーン・トランスフォーメーション)及び DX(デジタル・トランスフォーメーション)への投資 (1)GX への投資 ②具体的な取組例 (自動車) 将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035 年までに乗用車の新車販売をいわゆる電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)100%とする等の目標に向け、購入・インフラ整備、蓄電池の国内製造立地推進、中小サプライヤーの前向きな業態転換等に対する支援を行う。2050 年に生産・利用・廃棄を通じたカーボンニュートラルの実現に向けて、技術開発等を通じて多様な選択肢を追求し、我が国の基幹産業である自動車産業が、引き続き国際競争力を維持・強化し世界をリードしていけるよう、あらゆる施策を講じていく。	次世代自動車	50～70%	ハイブリッド自動車	30～40%	電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車	20～30%	燃料電池自動車	～3%	クリーンディーゼル自動車	5～10%
次世代自動車	50～70%											
ハイブリッド自動車	30～40%											
電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車	20～30%											
燃料電池自動車	～3%											
クリーンディーゼル自動車	5～10%											
②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進										

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図る。 ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5～7割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割)、2035年までに電動車の割合を100%とすることを目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ○グリーン化特例等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5～7割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割)とすることを目指す、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 ＜新車販売台数に占める電動車の割合＞ 平成29年度 33.1% 平成30年度 34.3% 令和元年度 35.0% 令和2年度 37.2% 令和3年度 41.7%
10	有効性等	① 適用数	○本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車を対象であるため、特定の者に偏ってはいない。 ＜グリーン化特例(軽課)の適用台数(総務省公表資料)＞ 平成28年度 344万台 平成29年度 312万台 平成30年度 220万台 令和元年度 228万台 令和2年度 215万台
		② 適用額	＜自動車税のグリーン化特例＞ 平成28年度 軽課 518億円 重課 408億円 平成29年度 軽課 469億円 重課 428億円 平成30年度 軽課 326億円 重課 444億円 令和元年度 軽課 334億円 重課 450億円 令和2年度 軽課 296億円 重課 437億円 ＜軽自動車税のグリーン化特例＞ 平成29年度 軽課 45億円 重課 269億円 平成30年度 軽課 34億円 重課 283億円 令和元年度 軽課 34億円 重課 296億円 令和2年度 軽課 32億円 重課 310億円

		③ 減収額	<自動車税のグリーン化特例> 平成 28 年度 軽課分 518 億円 平成 29 年度 軽課分 469 億円 平成 30 年度 軽課分 326 億円 令和元年度 軽課分 334 億円 令和 2 年度 軽課分 296 億円 <軽自動車税のグリーン化特例> 平成 29 年度 軽課分 45 億円 平成 30 年度 軽課分 34 億円 令和元年度 軽課分 34 億円 令和 2 年度 軽課分 32 億円
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況、達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○グリーン化特例等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。 <グリーン化特例(軽課)の適用台数(総務省公表資料)> 平成 28 年度 344 万台 平成 29 年度 312 万台 平成 30 年度 220 万台 令和元年度 228 万台 令和 2 年度 215 万台
		⑤ 税収減を是認する理由等	○グリーン化特例等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。 <グリーン化特例(軽課)の適用台数(総務省公表資料)> 平成 28 年度 344 万台 平成 29 年度 312 万台 平成 30 年度 220 万台 令和元年度 228 万台 令和 2 年度 215 万台
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	○令和 3 年度与党税制改正大綱において、「自動車業界は CASE に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力

		を結集し危機感をもって対応していく必要がある」、「税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきである」、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされている。 ○グリーン化特例等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。そのため、税制上の優遇措置を講じることが妥当。 ＜グリーン化特例（軽課）の適用台数（総務省公表資料）＞ 平成 28 年度 344 万台 平成 29 年度 312 万台 平成 30 年度 220 万台 令和元年度 228 万台 令和 2 年度 215 万台
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	○クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 ー令和 4 年度予算額：140 億円 ー電気自動車等の購入者に対し、車両価格の一部を補助 環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の普及促進を図る。 ○税制改正要望の目的は、自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることに加え、自動車分野のカーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに、ユーザー負担の軽減等を通じて、ハイブリッド自動車等を含む環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。 ○一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	① 自動車は消費者の経済・社会活動を支える生活の足であるが、取得段階で自動車税（又は軽自動車税）環境性能割、保有段階で自動車重量税、自動車税（又は軽自動車税）種別割の 3 つの税が課されている。特に、移動手段を車に依存せざるを得ず、複数台を保有する場合が多い地方ほど負担が重くなる構造。 ② 上記のとおり、ユーザーの負担軽減、環境性能に優れた自動車の普及促進を通じた国内自動車市場の活性化は、地方経済の活性化

			にも資する。本措置による税収減は一時的なものであり、中長期的な観点で見れば、自動車産業の活性化により将来的に増収が見込めるものである。 ③ また、2050 年カーボンニュートラルの実現のためには、国のみならず地域における脱炭素化の取組も必要であり、その実現に向け、環境性能に優れた自動車の普及は重要な施策であることから、地方公共団体に協力を求めることは妥当。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 2 年 9 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		環境性能割の見直し
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(自動車税、軽自動車税: 外) (地方税 12)
② 上記以外の税目			
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 自動車の取得時に、自動車の環境性能に応じて自動車税・軽自動車税を課税する。
《要望の内容》 自動車税及び軽自動車税の環境性能割の各税率の適用を受ける自動車の範囲等について、見直しを行う。 見直しに当たっては、半導体等の供給制約の影響で生産・販売が挽回できず、物価高の影響でサプライヤーや販売店も含め自動車産業が厳しい事業環境に置かれ、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めていること、カーボンニュートラル実現に向け自動車分野の GX(グリーン・トランスフォーメーション)を加速させる必要があることを踏まえ、取得時における課税の廃止も視野に入れつつ、自動車取得時のユーザー負担の軽減等を通じた環境性能に優れた自動車の更なる普及拡大を図る。			
《関係条項》 ○自動車税： 地方税法第 149 条、第 157 条、地方税法施行規則第 9 条、第 9 条の 2、第 9 条の 4 ○軽自動車税： 地方税法第 446 条、第 451 条、地方税法施行規則第 15 条の 8、第 15 条の 9、第 15 条の 11			
5	担当部局		経済産業省製造産業局自動車課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 4 年 8 月 分析対象期間: 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
7	創設年度及び改正経緯		○令和元年度 ・環境性能割の創設 ・令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに取得した自動車について、環境性能割の税率を 1%軽減

			○緊急経済対策における税制上の措置 ・臨時的軽減の適用期限を6月延長(令和3年3月31日まで) ○令和3年度 ・目標年度が到来した令和2年度燃費基準の達成状況も考慮しながら、令和12年度燃費基準の下で税率区分を見直し ・クリーンディーゼル車については、燃費基準の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、令和3年度、令和4年度は激変緩和措置を講じ、令和5年度以降はガソリン車と同等に取り扱う ・臨時的軽減の適用期限を9月延長(令和3年3月31日まで)
8	適用又は延長期間		—
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○令和3年度与党税制改正大綱において、「自動車業界はCASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある」、「税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきである」、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされている。 ○これを踏まえ、自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図るため、半導体等の供給制約の影響で生産・販売が挽回できず、物価高の影響でサプライヤーや販売店も含め自動車産業が厳しい事業環境に置かれ、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めていることを踏まえ、ユーザー負担の軽減等を図る形で、環境性能割の見直しを行う。 ○自動車産業として、2050年カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献し、GXに向けた取組を加速化させることが求められる中で、2030年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5～7割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割)とすることを目指す、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現するという政府目標の達成に向け、環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。

《政策目的の根拠》

○令和 3 年度与党税制改正大綱(令和 2 年 12 月 10 日)

第一 令和 3 年度税制改正の基本的考え方

3. グリーン化社会の実現

(2) 車体課税

自動車業界は CASE に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある。

税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきであるが、他方で我が国経済がコロナ禍にあることを踏まえれば、急激な変化は望ましくない。今回の見直しにおいては、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとする。関係省庁及び自動車業界には、この期間内に上記の大変革に対応する準備を早急に整えていくことを望みたい。

今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

○未来投資戦略 2018(平成 30 年 6 月 15 日)

第2 具体的な施策

I [2]1. エネルギー・環境

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。

(参考) 次世代自動車戦略 2010(平成 22 年 4 月 12 日)

2030 年の乗用車車種別普及目標(政府目標)

次世代自動車	50～70%
ハイブリッド自動車	30～40%
電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車	20～30%
燃料電池自動車	～3%
クリーンディーゼル自動車	5～10%

			○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日) Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 4. GX(グリーン・トランスフォーメーション)及びDX(デジタル・トランスフォーメーション)への投資 (1)GX への投資 ②具体的な取組例 (自動車) 将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035年までに乗用車の新車販売をいわゆる電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)100%とする等の目標に向け、購入・インフラ整備、蓄電池の国内製造立地推進、中小サプライヤーの前向きな業態転換等に対する支援を行う。2050年に生産・利用・廃棄を通じたカーボンニュートラルの実現に向けて、技術開発等を通じて多様な選択肢を追求し、我が国の基幹産業である自動車産業が、引き続き国際競争力を維持・強化し世界をリードしていけるよう、あらゆる施策を講じていく。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図る。 ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5～7割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割)、2035年までに電動車の割合を100%とすることを目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ○環境性能割の非課税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5～7割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割)とすることを目指す、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 ＜新車販売台数に占める電動車の割合＞ 平成29年度 33.1% 平成30年度 34.3% 令和元年度 35.0% 令和2年度 37.2% 令和3年度 41.7%

10	有効性等	① 適用数	○国内の自動車販売台数は400～500万台前後で推移しており、これから自動車ユーザーの負担軽減となる。 ○本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車対象であるため、特定の者に偏っていない。 ＜国内自動車販売台数の推移＞ 平成29年度 520万台 平成30年度 526万台 令和元年度 504万台 令和2年度 466万台 令和3年度 422万台
		② 適用額	—
		③ 減収額	＜自動車税環境性能割の臨時的な税率軽減措置＞ 令和元年度 226億円 令和2年度 437億円 ＜軽自動車税環境性能割の臨時的な税率軽減措置＞ 令和元年度 19億円 令和2年度 74億円
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況、達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○環境性能割の非課税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。 ＜新車販売に占める環境性能割の最高税率以外の税率の適用を受ける車の割合＞ ※臨時的軽減を除く 令和元年度 69.0%（※10月以降） 令和2年度 62.7% 令和3年度 68.8%
		⑤ 税収減を是認する理由等	○環境性能割の非課税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。 ＜新車販売に占める環境性能割の最高税率以外の税率の適用を受ける車の割合＞ ※臨時的軽減を除く 令和元年度 69.0%（※10月以降） 令和2年度 62.7% 令和3年度 68.8%
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性	○環境性能割については、地方税法第149条第4項、第157条第6項、第446条第4項及び第451条第6項の規定により、2年ごとに適用範囲の見直しを行うものとされている。

	等	○環境性能割の非課税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。そのため、税制上の優遇措置を講じることが妥当。 ＜新車販売に占める環境性能割の最高税率以外の税率の適用を受ける車の割合＞ ※臨時的軽減を除く 令和元年度 69.0%（※10月以降） 令和2年度 62.7% 令和3年度 68.8%
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	○クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 －令和4年度予算額:140億円 －電気自動車等の購入者に対し、車両価格の一部を補助 環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の普及促進を図る。 ○税制改正要望の目的は、自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることに加え、自動車分野のカーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに、ユーザー負担の軽減等を通じて、ハイブリッド自動車等を含む環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。 ○一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	① 自動車は消費者の経済・社会活動を支える生活の足であるが、取得段階で自動車税（又は軽自動車税）環境性能割、保有段階で自動車重量税、自動車税（又は軽自動車税）種別割の3つの税が課されている。特に、移動手段を車に依存せざるを得ず、複数台を保有する場合が多い地方ほど負担が重くなる構造。 ② 上記のとおり、ユーザーの負担軽減、環境性能に優れた自動車の普及促進を通じた国内自動車市場の活性化は、地方経済の活性化にも資する。本措置による税収減は一時的なものであり、中長期的な観点で見れば、自動車産業の活性化により将来的に増収が見込めるものである。 ③ また、2050年カーボンニュートラルの実現のためには、国のみならず地域における脱炭素化の取組も必要であり、その実現に向け、環境性能に優れた自動車の普及は重要な施策であることから、地方公共団体に協力を求めることは妥当。

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和 2 年 9 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(固定資産税:外)(地方税 30)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 燃料電池自動車に水素を充てんするための設備で、新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準額を最初の3年度分を3/4とする。(対象設備) 水素充てん設備(1億5,000万円以上) ※()内は対象となる設備の取得価格要件 《要望の内容》 燃料電池自動車等に水素を充てんするための設備であって、一定の取得価格以上で新たに取得されたものについて、最初の3年度分、固定資産税の課税標準を価格に一定の特例率を乗じた額とする。 ○適用期限を2年間延長する。 ○取得価格1億円以上5億円未満の設備の固定資産税の課税標準を価格の3/4の額とする。 ○取得価格5億円以上の設備の固定資産税の課税標準を価格の1/2の額とする。 《関係条項》 地方税法第349条の2、地方税法附則第15条第8項、同法施行令附則第11条第10項、同法施行規則附則第6条第28項
5	担当部局		経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和4年9月 分析対象期間: 令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯		・平成9年度 創設 ・平成11年度 延長 ・平成13年度 延長 ・平成15年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充 ・平成17年度 延長 ・平成19年度 延長 ・平成21年度 一部見直し(充電設備の取得価額要件を2,000万円以上から300万円以上に引き下げ)のうえで延長・拡充 ・平成23年度 電気充電設備を対象から除外 ・平成25年度 一部見直し(水素充てん設備の取得価額要件を2,000万円から1億5,000万円に引き上げ)のうえで延長 ・平成27年度 一部見直し(天然ガス充てん設備の取得価額要件を

			2,000 万円から 4,000 万円に引き上げ)のうえで延長 ・平成 29 年度 一部見直し(対象となる設備要件に政府の補助を受けて取得したことを追加)のうえで延長 ・平成 31 年度 一部見直し(天然ガス充てん設備を対象から除外、水素充てん設備の課税標準を 2/3 から 3/4 に変更)のうえで延長 ・令和 3 年度 延長
8	適用又は延長期間		令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日(2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の CO2 排出量の約 2 割を占めている運輸部門の CO2 削減のため、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及促進は重要。「第 6 次エネルギー基本計画」(令和 3 年 10 月閣議決定)では、乗用車について、2035 年までに新車販売で電動車 100%の実現、商用車についても、8t以下の小型の車について、2030 年までに、新車販売で電動車 20～30%、2040 年までに、新車販売で電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて 100%の実現、8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020 年代に 5,000 台の先行導入を目標に掲げており、電動車普及のために水素ステーションの導入を促進するとしている。 また、水素社会の実現に向けて、水素需要量を拡大するためには、運輸部門における取組を加速することも重要。水素社会の実現に向けた世界初の国家戦略である「水素基本戦略」(平成 29 年 12 月 26 日閣僚会議決定)や「水素・燃料電池戦略ロードマップ」(平成 28 年 3 月 22 日改訂)、「第 6 次エネルギー基本計画」(令和 3 年 10 月閣議決定)においても、水素需要量を拡大するため、燃料電池自動車(FCV)の導入支援と水素ステーションの戦略的整備を両輪で行いつつ、燃料電池トラック等への用途拡大に向けた技術開発や実証、大規模充填能力を有するステーションの開発・導入に関する支援を行うとしている。 《政策目的の根拠》 ○成長戦略実行計画(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定) ・燃料電池自動車・燃料電池バス及び燃料電池トラックの普及を見据え、2030 年までに 1,000 基程度の水素ステーションについて、人流・物流を考慮しながら最適な配置となるよう整備する。 ・バスやトラックなど商用車向けの水素ステーションについては、事業所専用の充填設備も含め、整備を推進する。 ○第六次エネルギー基本計画(令和 3 年 10 月閣議決定) ・2035 年までに、乗用車新車販売で電動車 100%を実現。 ・商用車については、8トン以下の小型の車について、2030 年までに、新車販売で電動車 20～30%、2040 年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて 100%を目指す。8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020 年代に 5,000 台の先行導入を目指す。 ○水素基本戦略(平成 29 年 12 月 26 日再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議決定) ・FCV については 2020 年までに 4 万台程度、2025 年までに 20 万台

			程度、2030 年までに 80 万台程度の普及を目標。																		
	② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保 ○成長戦略実行計画(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定) 第 4 章 グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現 3. 水素ステーションの整備 燃料電池自動車・燃料電池バス及び燃料電池トラックの普及を見据え、2030 年までに 1,000 基程度の水素ステーションについて、人流・物流を考慮しながら最適な配置となるよう整備する。バスやトラックなど商用車向けの水素ステーションについては、事業所専用の充填設備も含め、整備を推進する。																			
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○燃料電池自動車の導入をより一層推進するため、2025 年度までに 320 箇所、2030 年までに 1,000 基程度の整備を目標とし、2020 年代後半までに水素ステーション事業の自立化を目指す。																			
《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ○水素充てん設備の整備者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、事業者の投資判断が可能となる。 ○インフラ整備の加速に伴い、FCV といった電動車の普及を図ることが可能。 ○結果、輸送部門におけるカーボンニュートラルの実現、水素社会の実現に寄与。																					
10 有効性等	① 適用数	(単位：件) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>42</td><td>29</td><td>42</td><td>53</td><td>74</td><td>83</td></tr></table> 【算定根拠】 燃料供給設備の設置状況、業界団体等へのヒアリング結果等から試算						年度 区分	令和 元	2	3	4	5	6	適用件数	42	29	42	53	74	83
年度 区分	令和 元	2	3	4	5	6															
適用件数	42	29	42	53	74	83															
	② 適用額	(単位：百万円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>適用額</td><td>13,363</td><td>9,446</td><td>14,215</td><td>15,138</td><td>19,480</td><td>21,780</td></tr></table> 【算定根拠】 業界団体等へのヒアリング結果等から試算						年度 区分	令和 元	2	3	4	5	6	適用額	13,363	9,446	14,215	15,138	19,480	21,780
年度 区分	令和 元	2	3	4	5	6															
適用額	13,363	9,446	14,215	15,138	19,480	21,780															
	③ 減収額	(単位：百万円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>固定資産税</td><td>53.7</td><td>38.4</td><td>51.5</td><td>54.2</td><td>81.2</td><td>100.1</td></tr></table> 【算定根拠】 業界団体等へのヒアリング結果等から試算						年度 区分	令和 元	2	3	4	5	6	固定資産税	53.7	38.4	51.5	54.2	81.2	100.1
年度 区分	令和 元	2	3	4	5	6															
固定資産税	53.7	38.4	51.5	54.2	81.2	100.1															

		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○新車販売台数に占める電動車の割合は、平成 29 年度 33.1%、平成 30 年度 34.3%、令和元年度 35.0%、令和 2 年度 37.2%、令和 3 年度 41.7%。 ○FCV は令和 3 年度末で約 7,200 台。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○水素ステーションは、令和 3 年度末時点で、整備中のものを含めると 166 箇所の整備が進行している。
		⑤ 税収減を是認する理由等	○燃料供給設備の整備が進展することにより、クリーンエネルギー自動車の普及が進むと考えられることから、大気汚染対策、CO2 排出量の抑制等に大きな効果が期待できる。 ○また、次世代自動車に位置づけられる燃料電池自動車の普及が進むことにより、新たな需要の創出、関連産業の活性化等の経済効果も期待できる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	○水素充てん設備は FCV にとって必要不可欠な社会インフラであり、取得価格要件(一定金額以上の設備投資を対象)を満たす設備を取得する全ての者を対象とする税制上の措置を設けることは公平な支援措置と考える。 ○また、商業販売が開始された 2014 年から FCV は既に約 7,200 台普及しているが、今後、乗用車に加えて、特にコスト意識の高い商用車においても燃料電池の普及を加速させる必要があることから、商用車向けに整備される水素充てん設備については、乗用車向けのものよりも高い特例率を設定する制度設計としている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	○FCV は従来車に比べ高額であることから短期間での普及は困難であり、水素充てん設備を設置する事業者においても、一般的な SS と比較して維持費用は非常に高額であり、また設置当初の稼働率が低いことから当面収益性がない。上記補助金により、運営にかかる費用の一部を直接的に補助し、本特例措置により、設置者の維持費用を軽減することで FCV の普及促進のために必要な社会インフラの先行整備が可能となる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	○カーボンニュートラルに向けた CO2 削減は、地域を問わず取り組んでいくべき課題。 ○燃料供給設備はクリーンエネルギー自動車に必要不可欠なものであり、全国に設置することで自動車ユーザーの利便性が高まり、クリーンエネルギー自動車の普及が進むと考えられることから、地方税においても支援することが妥当。
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 2 年 9 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義 法人住民税、法人事業税：義（自動連動）
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 一定の要件を満たしたスタートアップ投資を行う事業会社等を対象に、その投資額の 25%を当該事業会社の課税所得から控除するもの。
			《要望の内容》 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例措置について、スタートアップの M&A による出口戦略を多様化する観点から、スタートアップの M&A を行う場合、発行済みの株式を対象とする拡充を行う。
			《関係条項》 租税特別措置法第 66 条の 13
5	担当部局		経済産業省経済産業政策局産業創造課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 4 年 12 月 分析対象期間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
7	創設年度及び改正経緯		令和 2 年度創設（令和 2 年 4 月 1 日～） 令和 4 年度拡充・延長（令和 4 年 4 月 1 日～）
8	適用又は延長期間		1 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し企業の事業再構築を促すとともに、スタートアップの育成を図り、我が国企業の競争力を強化することを目的とする。
			《政策目的の根拠》 【経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）】第 2 章新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (3) スタートアップ（新規創業）への投資 スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。 こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することにより、戦後の日本の創業期に次ぐ「第二創業期」の実現を目指す。このため、実行のための司令塔機能を明確化し、5 年 10 倍増を視野にスタートアップ育成 5 か年計画を本年末に策定し、スタートアップ政策を大胆に展開する。 具体的には、スタートアップが直面する資金調達の困難さの解消を図

		るため、新規上場の際に十分な資金調達を行うことを可能にすべくIPOプロセスの見直しを進めるとともに、事業化までに時間を要するスタートアップの成長を図るためのストックオプション等の環境整備を行う。また、海外のベンチャーキャピタルの誘致も含めて、国内外のベンチャーキャピタルに対する公的資本の有限責任投資等による投資拡大を図るとともに、エンジェル投資家等の個人や年金・保険等の長期運用資金がベンチャーキャピタルやスタートアップに循環する流れの形成に取り組む。加えて、個人保証や不動産担保に依存しない形の融資への見直しや事業全体を担保とした成長資金の調達を可能とする仕組みづくり等を通じて、成長資金の調達環境を整備する。 あわせて、起業を支える人材の育成や確保を行う。具体的には、成長分野において前人未踏の優れたアイデア・技術を持つ人材に対する支援策を抜本的に拡充するとともに、家庭や学校とは別に子供の才能を発掘・育成する場の整備を支援する。情報開示等を通じた副業・兼業の促進等により円滑な労働移動を図るほか、大学等の研究者と外部経営人材とのマッチングを支援する。また、スタートアップの経営を支援する専門家等の相談窓口整備を推進する。 スタートアップの研究開発や販路開拓を支援するため、既存企業がM&Aや共同研究開発等によりスタートアップの有する知見を取り入れるオープンイノベーションの活性化を図るとともに、SBIR制度の強化を始めとし、公共調達の活用を推進する。ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。 以上のほか、起業拠点の整備を含めて大学等も存分に活用しつつ、知的財産の保護・活用の推進、規制・制度改革等を通じて世界に伍するスタートアップエコシステムを作り上げ、大規模なスタートアップの創出に取り組む。
②	政策体系における政策目的の位置付け	経済構造改革の推進 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月18日閣議決定）】 Ⅲ 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (1) スタートアップ育成5か年計画の策定 イノベーションを促進するには、①スタートアップの創業促進と、②既存大企業がオープンイノベーションを行う環境整備、の双方が不可欠である。 また、企業の参入率・退出率の合計（創造的破壊の指標）が高い国ほど、一人当たり経済成長率が高い。さらに、若い企業（スタートアップ）の方が付加価値創造の貢献率が高い。他方、我が国の開廃業率は、米国や欧州主要国と比べ、低い水準で推移している。 スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵である。このため、以下の項目等について、実行のための司令塔機能を明確化し、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、5年10倍増を視野に5か年計画を本年末に策定する。 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション

			②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し 日本における事業会社によるスタートアップ企業に対する投資額は、欧米と比べて極めて低い水準にある。スタートアップに対するM&Aの件数についても、日本は欧米に比べて極めて少ない。 スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。 【スタートアップ育成 5 か年計画(令和 4 年 11 月 28 日)】 2. 目標 ○日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現するためには、大きな目標を掲げて、それに向けて官民で一致協力して取り組んでいくことが必要である。 ○目標については、創業の「数」(開業数)のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。 ○この投資額は、過去5年間で 2.3 倍増(3,600 億円(2017 年)→8,200 億円(2021 年))であり、現在、8,000 億円規模であるが、本5か年計画の実施により、5年後の 2027 年度に 10 倍を超える規模(10 兆円規模)とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。 ○さらに、将来においては、ユニコーンを 100 社創出し、スタートアップを 10 万社創出することにより、我が国がアジア最大のスタートアップハブとして世界有数のスタートアップの集積地になることを目指す。 3. パッケージの方向性 ○オープンイノベーションの視点で見ると、日本における事業会社によるスタートアップ企業に対する投資額は、米国、中国、欧州と比べて極めて低い水準にある(米国 402 億ドル、中国 115 億ドル、欧州 90 億ドル、日本 15 億ドル(2020 年))。また、スタートアップに対する M&A の件数についても、日本は欧米に比べて極めて少ない(米国 1,473 件、英国 244 件、フランス 60 件、ドイツ 49 件、日本 15 件(2020 年))。 ○スタートアップのエグジットを考えた場合、M&A と IPO の比率に着目すると、米国では M&A が9割を占めるのに対し、我が国では IPO が 8割であり、圧倒的に IPO の比率が高い。M&A の比率を高めていくことが求められる。 ○このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略(出口戦略)としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。
--	--	--	---

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業会社が出資を通じてスタートアップ企業に経営資源を共有し、オープンイノベーションを実施するとともに、スタートアップ企業が事業会社による経営資源の活用によって更なる成長を遂げることを目標とする。 上記の目標達成のため、具体的には、政府が策定したスタートアップ5か年計画で目標に掲げている5年後に10倍を超える規模に投資額を増加させることや、出口戦略としてのM&Aの比率を高めていくことを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別新事業開拓事業者に対し、特定事業活動としてスタートアップに出資を行った場合に課税の特例措置を講ずることは、事業会社による投資判断の後押しとなるため、スタートアップ投資額の増加やスタートアップの出口戦略の多様化に有効な手段である。														
10	有効性等	① 適用数	<table><tr><td></td><td>2020年度</td><td>2021年度</td><td>2022年度</td><td>2023年度</td></tr><tr><td>件数（件）</td><td>53</td><td>129</td><td>204</td><td>340</td></tr></table> ※各年度の数値の考え方は以下のとおり（適用額、減収額についても同様）。 ・2020年度については、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の内容を記載。 ・2021年度は、証明書の発行実績を基にした見込みを記載。 ・2022年度以降の件数は、スタートアップ育成5年計画において、スタートアップ投資額を5年後に10倍の水準とすることを目標に掲げていることから、その年平均成長率（58%）をもとに試算。件数については、適用事業者数あたり件数を基に試算。 ・2023年度については、拡充分を上乗せ。具体的には、直近のスタートアップM&Aの件数と金額を基に試算（出典：INITIAL）。						2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	件数（件）	53	129	204	340
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度													
件数（件）	53	129	204	340													
		② 適用額	<table><tr><td></td><td>2020年度</td><td>2021年度</td><td>2022年度</td><td>2023年度</td></tr><tr><td>適用額（億円）</td><td>56</td><td>95.3</td><td>150.5</td><td>373.4</td></tr></table>						2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	適用額（億円）	56	95.3	150.5	373.4
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度													
適用額（億円）	56	95.3	150.5	373.4													
		③ 減収額	<table><tr><td></td><td>2020年度</td><td>2021年度</td><td>2022年度</td><td>2023年度</td></tr><tr><td>推定所得控除額（億円）</td><td>17</td><td>28.3</td><td>44.8</td><td>111.0</td></tr></table> ※法人実効税率を29.74%として試算						2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	推定所得控除額（億円）	17	28.3	44.8	111.0
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度													
推定所得控除額（億円）	17	28.3	44.8	111.0													
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 （分析対象期間：創設時～令和3年4月） ○事業会社等によるスタートアップ投資額（出典：INITIAL） 2019年 1,802億円 2020年 1,865億円 2021年 2,283億円 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への投資額は2021年の1年間で約279億円であり、これは2021年の事業会社等による国内ベンチャー投資全体の約12%にあたる。したがって、本税制が措置されたことにより、2019年と比して本税制により最大約16%の投資額の押し上げ効果があったと考えられる。 今後、スタートアップ育成5か年計画で掲げる5年後に10倍を超える規模にスタートアップへの投資額を増加させる目標を達成するためには、事業会社によるオープンイノベーションに繋がるスタートアップ投資を後押しすることが重要であると考えられる。														

		⑤ 税収減を是認する理由等	上述のとおり、本施策により直接的に事業会社によるスタートアップ投資額は押し上げられていると考えられる。本税制による後押しを受けてスタートアップへの投資を行うことで、当該事業会社がノウハウを蓄積することにより投資の積極性を増していくことや、投資や M&A を受けたスタートアップが事業会社からの経営資源の提供を受けて事業成長を遂げる等の波及効果も考えられる。上記の効果を鑑みれば、本施策には、租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が存在している。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政府では、本年をスタートアップ創出元年とし、「スタートアップ 5 か年計画」を取りまとめた上で、スタートアップの起業加速とオープンイノベーションの推進を通じて、スタートアップを生み育てるエコシステムを創出していくこととしている。 スタートアップの更なる成長を支援する観点からは、スタートアップとのオープンイノベーションを促進する必要がある。また、スタートアップ単独では成し得ないスピード・規模での事業成長を実現する出口戦略として、事業会社によるスタートアップの M&A を促進することは重要である。 こうした観点から、税制措置を講じて投資のインセンティブを付与することは、当該目的を達成する政策手段として有効である。 更に、本特例措置では、スタートアップとのオープンイノベーションや成長に資するような要件を設けることとし、純投資ではない出資に支援の対象を限定することで、必要最小限の支援措置となるような制度設計を検討する。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業会社とスタートアップ企業のオープンイノベーションの促進を目的とした対応として、政府が策定したスタートアップ 5 か年計画において、①大企業とスタートアップのネットワーク強化（秘密保持契約等において留意すべき指針の周知、J-Startup やオープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（JOIC）を通じたネットワーク強化）、②M&A を促進するための国際会計基準の任意適用の拡大を促すことについて、今後取り組む内容として位置づけられている。この措置は、それぞれ、スタートアップ M&A の阻害要因となっている①事業会社による自前主義や②日本会計基準に基づくのれんの定期償却という課題への対応であり、本措置が解決すべき事業会社によるスタートアップ企業への出資（M&A を含む）を促進するための政策課題（投資収益性）とは対応する課題が異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月（R3 経産 01）